

令和 7 年度

土木建築部要覧

沖縄県土木建築部

目 次

第1 総 括

1	土木建築部の沿革	1
2	土木建築部の組織及び事務分掌	
(1)	土木建築部の組織	7
(2)	出先機関所在地	8
(3)	各課所の事務分掌	9
(4)	関係条例及び規則一覧	15
(5)	土木建築部定数の推移	17
(6)	職員配置状況(現員)	18
(7)	歴代技監・部局長一覧	19
3	予算	
(1)	土木建築部当初予算	20
(2)	一般会計予算の説明	22
(3)	特別会計予算の説明	24
(4)	企業会計予算の説明	25
4	沖縄21世紀ビジョン関連計画	26
5	新・沖縄21世紀ビジョン基本計画 将来像と基本施策	27
6	公共事業評価制度	29

第2 建 設 業

1	建設業	31
2	公共工事に係る入札・契約制度について	43

第3 技 術 管 理

1	業務の概要	47
---	-------	----

第4 用 地

1	施策の方向	55
2	土地収用法に関する業務	60

第5 道 路

1	施策の方向	61
2	道路整備計画	71
3	県民広場地下駐車場	75
4	未買収道路用地取得事業	77

第 6 河 川		
1 施策の方向	7 9
2 河川事業	8 0
3 ダム事業（補助）	8 2
第 7 海岸・砂防・災害復旧等		
1 施策の方向	8 9
2 海岸の管理	8 9
3 海岸事業	9 3
4 砂防事業	1 0 2
5 河川等災害復旧事業	1 0 5
6 港湾関係災害復旧事業	1 0 7
7 沖縄県の水防	1 1 9
第 8 都市計画		
1 概要	1 2 1
2 街路事業	1 3 3
3 都市公園	1 3 5
4 土地区画整理、市街地再開発	1 4 0
5 景観形成	1 4 4
6 屋外広告物	1 4 7
7 下水道	1 4 9
8 都市モノレール	1 6 3
第 9 港 湾		
1 港湾の整備	1 7 3
2 港湾の管理	1 7 3
3 港湾一覧	1 7 4
4 沖縄県内定期航路略図	1 7 8
5 港湾の係留施設状況	1 7 9
6 港湾整備事業費の推移（県管理港湾）	1 8 7
7 取扱貨物等資料	1 8 8
8 港湾隣接地域	1 8 9
第 10 空 港		
1 空港の整備	1 9 3
2 那覇空港（国管理空港）	1 9 3
3 県内離島空港（沖縄県管理空港）	1 9 4

4 空港の現況	196
---------	-----

第11 建 築

1 建築基準法の施行	203
2 建築土法等の運用	209
3 開発行為等の許可業務施行	211
4 宅地建物取引業法の施行	212

第12 住 宅

1 施策について	213
2 住宅事情	214
3 住宅建設の動向	216
4 沖縄県住宅建設五箇年計画の実績	218
5 本県の住宅施策	221

第13 施設建築

1 業務の目的	229
2 業務の概要	229
3 年度別事業量の推移	230
4 主な工事の概要	232
5 業務の流れ	237

第14 そ の 他

1 行政委員会	239
2 各種審議会等	240
3 公社等	
(1) 公益財団法人沖縄県建設技術センターの概要	253
(2) 沖縄県土地開発公社の概要	257
(3) 沖縄県住宅供給公社の概要	260
4 土木建築部関係機関団体一覧表	262

第1 総括

第 1 総 括

1 土木建築部の沿革

沖縄県の土木建築部に至るまでの、戦後における土木建築関係機構の変遷についてみると、土木建築部の始まりは、昭和 20 年 9 月 1 日石川市に設置された沖縄諮詢会工務部である。昭和 21 年 4 月 24 日沖縄民政府工務部に改称したが、昭和 25 年 1 月 1 日沖縄民政府の改革に伴い、沖縄民政府工務交通部となった。

昭和 25 年群島政府知事選挙が行われ、11 月 4 日沖縄群島政府工務部が生まれ、更に昭和 27 年 4 月 1 日琉球政府の発足により工務局に変わった。

昭和 28 年 4 月 1 日行政事務部局組織の改正により建設、運輸、気象、郵政の行政を担当する工務交通局となり、昭和 36 年 8 月 1 日の機構改革で建設運輸局となった。

昭和 40 年 8 月 1 日の行政組織法の改正に伴う機構改革で、従来の運輸部門は通商産業局に包含され、建設行政を担当する建設局が生まれた。

昭和 47 年 5 月 15 日沖縄の本土への復帰に伴い、沖縄県土木部が発足し、その後次のような組織、機構等の改正を経て現在に至っている。

昭和 47 年 5 月 15 日	土木部設置される。
昭和 47 年 12 月 20 日	北部縦貫道路用地対策事務所及び 2 出張所を臨時に設置、3 課(総務課、用地第 1 課、用地第 2 課) 2 出張所(石川出張所、宜野座出張所)
昭和 48 年 6 月 1 日	各土木事務所(宮古土木事務所及び八重山土木事務所を除く。)に都市計画課を設置する。 都市計画課に調査調整係を設置、下水道係を流域下水道係と公共下水道係に分割。
昭和 48 年 9 月 1 日	沖縄県訓練飛行場建設局を設置、3 課(庶務課、建設課、管理課)。空港課の空港企画係、空港施設係の 2 係を業務管理係、訓練飛行場係、施設係の 3 係に改正。 河川課の公共土木係を砂防係に名称替えし、水資源開発係を設置。
昭和 48 年 9 月 25 日	沖縄県下水道管理事務所組織細則により那覇下水処理場及び伊佐浜下水処理場に処理班、保全班、焼却班(那覇下水処理場を除く)、水質班の班を設置。
昭和 49 年 4 月 1 日	用地補償室を用地課に名称変更、企画係、用地第 1 係、用地第 2 係及び用地第 3 係を設置。 土木部北部縦貫道路用地対策事務所宜野座出張所を廃止。
昭和 50 年 8 月 1 日	土木総務課に技術管理係を新設。 道路課及び港湾課に業務係を新設。 空港課の業務管理係を管理係に改め、業務係を新設。 河川課に業務係及び管理係を新設。 都市計画課に業務係を新設し、下水道管理事務所を課に昇格させ下水道課とし、公共下水道係、流域下水道係を廃止する。 下水道課に業務係、企画係、指導係、施設係を設ける。 建築課に業務係及び開発審査係を新設。 住宅課に、業務係を新設し、住宅管理係を管理係に、住宅融資係を企画係に、住宅建設係を建設係にそれぞれ改める。 用地課企画係を業務係に、用地第 3 係を基準係にそれぞれ改め、収用係を新設。 下水道管理事務所を廃止し、伊佐浜下水処理場及び那覇下水処

昭和 51 年 4 月 1 日	理場を土木部関係出先機関とする。 北部縦貫道路用地対策事務所の内部組織(総務課、用地第 1 課、用地第 2 課)及び出張所(石川)を廃止する。 北部縦貫道路用地対策事務所を廃止する。 伊佐浜下水処理場及び那覇下水処理場の処理班、保全班、水質班をそれぞれ処理課、保全課、水質管理課に改める。 土木総務課の技術管理係、検査係を廃止し、技術管理室を新設。 中城湾港開発準備室を臨時に設置。 河川課の水質開発係を廃止。 都市計画課の区画整理係を区画整理第 1 係、区画整理第 2 係に改める。 住宅課の建設係を建設第 1 係、建設第 2 係に改める。 各土木事務所の道路課、工事課、都市計画課を廃止し、土木第 1 課、土木第 2 課、土木第 3 課(宮古土木事務所及び八重山土木事務所を除く)を新設。 伊佐浜下水処理場及び那覇下水処理場の処理課を処理第 1 課、処理第 2 課に改める。 沖縄自動車道建設対策室を臨時に設置。 空港課訓練飛行場係を廃止。 訓練飛行場建設局を廃止し、下地島空港管理事務所を設置。 土木部を土木建築部に名称変更。 技術管理室を技術管理課に改める。 土木総務課企画管理係を廃止。 道路課に市町村道係を新設。 港湾課に海岸防災係を新設。 河川課に開発係を新設。 用地課に用地第 3 係を新設。 宮古土木事務所、八重山土木事務所に土木第 3 課を新設。 都市軌道建設準備室を新設。 北部土木事務所に瀬底大橋建設現場事務所を設置。 都市軌道建設準備室を都市モノレール建設室に改める。 沖縄総合運動公園建設事務所を設置。 八重山土木事務所に空港建設課を新設。 下地島空港管理事務所の庶務課を管理運用課に名称変更。 都市計画課の区画整理第 1 係と区画整理第 2 係を統合して、区画整理係に改め、都市公園係を廃止して、公園整備係と公園管理係を設置。 建設材料試験所を廃止。 中城湾港建設事務所及び新石垣空港建設事務所を臨時に設置。 都市モノレール建設室を都市モノレール対策室に改める。 河川課の災害係と海岸係を統合して、災害海岸係に改める。 下水道課の指導係を廃止して、指導管理係を新設。 用地課の基準係と用地第 1 係を統合して、用地管理係に改める。用地第 2 係を用地第 1 係に、用地第 3 係を用地第 2 係に名称変更。 八重山土木事務所の空港建設課を廃止。 沖縄県総合運動公園建設事務所の庶務班、土木班、建築班をそれぞれ業務課、建設第 1 課、建設第 2 課に改める。
昭和 52 年 5 月 1 日	
昭和 53 年 9 月 11 日	
昭和 54 年 6 月 28 日	
昭和 54 年 8 月 1 日	
昭和 54 年 10 月 8 日	
昭和 55 年 4 月 1 日	
昭和 56 年 4 月 1 日	
昭和 57 年 4 月 1 日	
昭和 58 年 4 月 1 日	

昭和 59 年 4 月 1 日	用地課の用地第 1 係と用地第 2 係を廃止して、用地係と用地対策班を新設。 南部土木事務所、中部土木事務所の用地課を廃止し、用地対策室を新設し、室に用地第 1 課と用地第 2 課を設置。 中城湾港建設事務所に庶務課と建設課を新設。
昭和 60 年 4 月 1 日	道路課を廃止し、道路建設課、道路維持課に改組。 道路建設課に業務係、企画調査係、改良係を設置。 道路維持課に管理係、補修係、市町村道係を設置。 用地課の用地管理係を廃止。 八重山土木事務所に真栄里ダム管理所を新設。 北部土木事務所の瀬底大橋建設現場事務所を廃止。 沖縄自動車道建設対策室を廃止。
昭和 61 年 4 月 1 日	技術管理課を技術管理室に改める。 南部土木事務所にダム建設課を新設。 宮古土木事務所に池間大橋建設現場事務所を新設。 南部土木事務所のダム建設課をダム建設室に改める。 具志川下水処理場を新設。
昭和 62 年 4 月 1 日	伊佐浜下水処理場、那覇下水処理場の処理第 1 課、処理第 2 課を庶務課、処理課に改める。 総合運動公園建設事務所の建設第 1 課と建設第 2 課を統合して、建設課に改める。
昭和 63 年 3 月 31 日	総合運動公園建設事務所を廃止。
昭和 63 年 4 月 1 日	中部土木事務所に総合運動公園建設現場事務所を新設。 南部土木事務所のダム建設室を廃止して、ダム建設現場事務所を新設。具志川下水処理場、伊佐浜下水処理場及び那覇下水処理場をそれぞれ具志川下水道事務所、伊佐浜下水道事務所及び那覇下水道事務所に名称変更。
平成元年 4 月 1 日	河川課に企画調査係を設置。
平成 3 年 4 月 1 日	新石垣空港建設対策室を新設。 空港課に企画調査係を新設。 港湾課にマリン・タウン・プロジェクトチームを新設。
平成 4 年 4 月 1 日	道路建設課に橋梁係を新設。 中部土木事務所に浜比嘉大橋建設現場事務所を新設。 南部土木事務所のダム建設現場事務所を出先機関として格上げし、沖縄県ダム事務所を新設。
平成 5 年 4 月 1 日	土木総務課の契約係と建設業係を統合、「建設業指導契約班」を設置。 技術管理室に「検査班」及び「技術管理班」を設置。 用地課に「用地対策班」を設置。 港湾課に「中城湾港マリンタウン開発班」を設置。 建築課を「建築指導課」に改称するとともに、施設建築室へ営繕業務を移管するため企画調査係、設備係及び営繕係を廃止。 住宅課に「公営住宅係」と「用地係」を設置。また、施設建築室へ営繕業務を移管するため「建設第 1 係」及び「建設第 2 係」を廃止。 建築課、住宅課及び教育庁施設課の営繕部門(学校建築を除く)を統合して「施設建築室」を設置、「企画班」、「建築第 1 班」、「建築第 2 班」及び「設備班」を設置。
平成 6 年 4 月 1 日	下水道建設事務所を設置し、下水道課の建設業務移管。 下水道管理事務所を設置し、那覇、伊佐浜、具志川各下水道事務所を那覇、宜野湾、具志川各浄化センターに名称変更し同管

	理事務所に設置。
平成 8 年 4 月 1 日	都市計画課に景観形成係を設置し、振興開発室の業務移管。宮古、八重山両土木事務所及び新石垣空港建設事務所が企画開発部地域・離島振興局(宮古・八重山支庁)へ統合される。中城湾港マリンタウン建設事務所を設置。都市モノレール対策室を都市モノレール建設室へ名称変更。ダム事務所に倉敷ダム管理所設置。住宅課の用地係を廃止。
平成 9 年 4 月 1 日	技術管理室に「環境対策班」を設置し、3 班体制とする。「運動公園及び浜北嘉大橋建設現場事務所」を廃止し、新たに「吉宇利大橋建設現場事務所(位置:名護市)」を設置する。下水道建設事務所の業務を再編し、「庶務課」及び「建設課」に改める。
平成 10 年 4 月 1 日	用地課「用地対策班」を廃止し、「用地対策係」を設置する。港湾課に「那覇港管理組合設立準備班」を設置する。
平成 11 年 4 月 1 日	港湾課の那覇港管理組合設置準備業務が企画開発部に移管されたことに伴い、「那覇港管理組合設置準備班」を廃止する。
平成 13 年 4 月 1 日	「土木総務課」から「土木企画課」へ名称を変更、新たに企画班を設置する。
平成 14 年 4 月 1 日	用地課の「業務係」を廃止し、業務内容を「用地係」へ統合する。
平成 15 年 4 月 1 日	下水道管理事務所に西原浄化センターを設置。用地課の「用地係」道路維持課へ移管する。
平成 16 年 4 月 1 日	下水道課の「企画係」、「指導管理係」及び「再利用推進係」の業務を再編し、「企画、再資源係」、「流域下水道係」及び「公共下水道係」に改める。
平成 17 年 4 月 1 日	都市モノレール建設室を廃止して新たに「都市モノレール事業班」を設置し、都市計画課の街路係、公園緑地係と統合して「都市整備・モノレール課」を新設
平成 18 年 4 月 1 日	都市整備・モノレール課と都市計画課を統合し、「都市計画・モノレール課」を設置。河川課の砂防・海岸・災害に関する業務及び港湾課の海岸・災害の業務を移管させ「海岸防災課」を新設。道路建設課を道路街路課、道路維持課を道路管理課、新石垣空港建設対策室を新石垣空港課へそれぞれ名称変更。中部土木事務所の土木第 2 課と土木第 3 課を統合し、「河川都市港湾班」を設置し、用地対策室の廃止に伴い「道路用地班」及び「河川都市用地班」を設置。南部土木事務所の管理課と維持課を統合し「維持管理班」を設置し、用地対策室の廃止に伴い「道路用地班」及び「河川都市用地班」を設置。中城湾港マリンタウン建設事務所を廃止して「マリンタウン建設班」を設置し、中城湾港建設事務所と統合。下地島空港管理事務所の管理運用課と施設課を統合し、総スタッフ制を導入。下水道建設事務所の庶務課と建設課を統合し、総スタッフ制を導入。下水道管理事務所の管理課及び施設課を統合し「管理班」を設置。宮古支庁土木建築課の業務係と用地係を統合し「庶務用地班」を、土木第 2 係と土木第 3 係を統合し「都市港湾班」を設置。

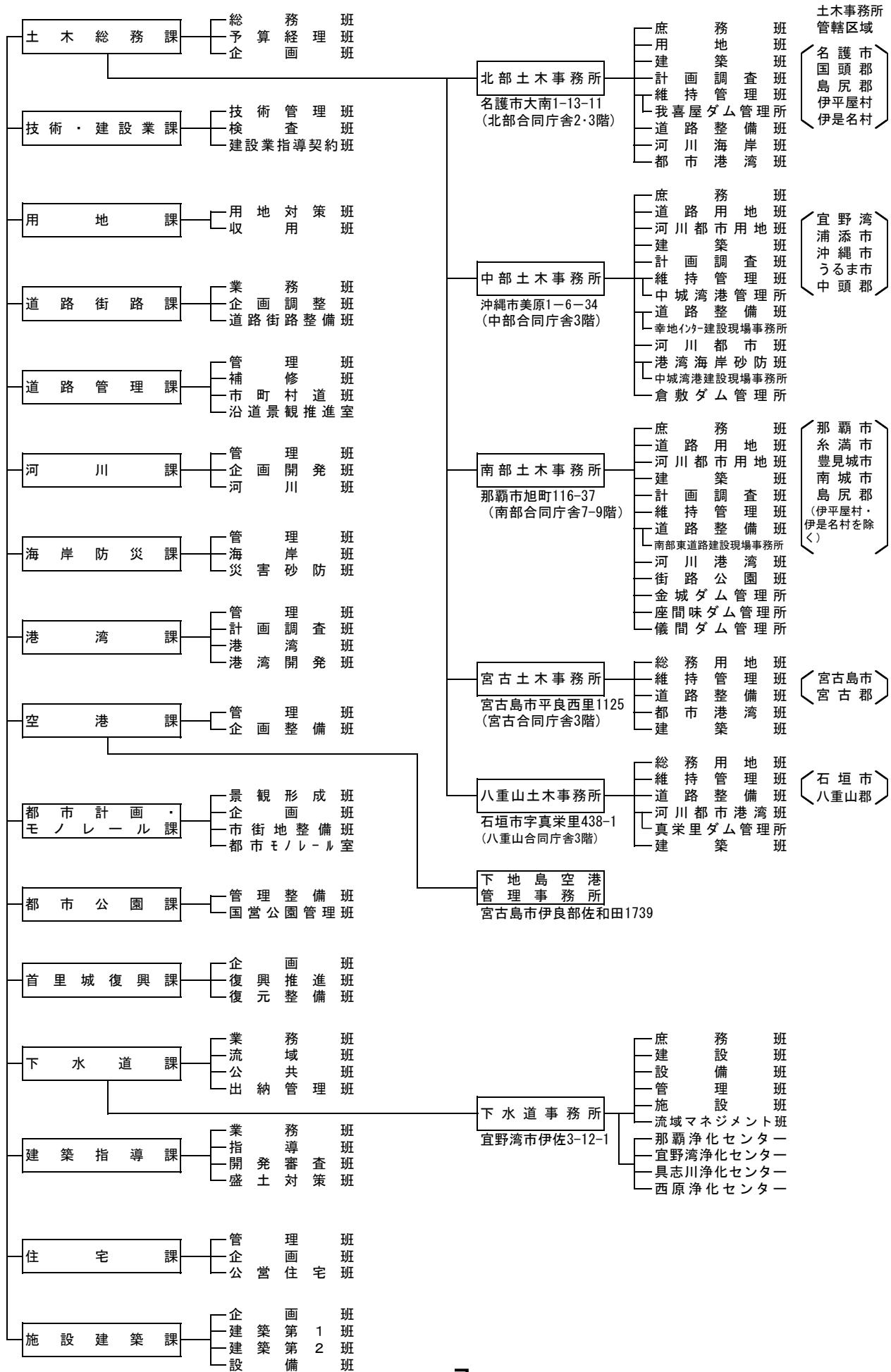
平成 20 年 4 月 1 日	八重山支庁土木建築課の業務係と用地係を統合し「庶務用地班」を、土木第 2 係と土木第 3 係を統合し「河川都市港湾班」を設置。
平成 21 年 4 月 1 日	下水道建設事務所に内部組織として「庶務建設班、設備班」を設置。
平成 22 年 4 月 1 日	新石垣空港課の総スタッフ制から「業務環境班」、「企画整備班」へ移行。
平成 23 年 4 月 1 日	宮古、八重山支庁両土木建築課及び八重山支庁新石垣空港建設課が組織改編により企画部から土木建築部の出先機関となる。道路管理課の業務班と管理用地班を統合し「管理班」を設置。八重山土木事務所西表駐在を廃止。
平成 24 年 3 月 31 日	中城湾港建設事務所の施設整備班とマリンタウン建設班を統合し「建設班」を設置。
平成 25 年 3 月 31 日	中城湾港建設事務所を廃止。
平成 26 年 4 月 1 日	新石垣空港統括監、新石垣空港課、新石垣空港建設事務所を廃止。「土木企画課」から「土木総務課」へ名称を変更。
平成 27 年 4 月 1 日	都市計画・モノレール課の「都市モノレール事業班」を「都市モノレール室」に改めるとともに、「都市モノレール建設現場事務所」を設置。
平成 28 年 4 月 1 日	都市計画・モノレール課のモノレール建設現場事務所を出先機関として格上げし、都市モノレール建設事務所を新設。
平成 29 年 4 月 1 日	都市計画・モノレール課の区画整理班を市街地整備班に名称変更。中部土木事務所の河川都市港湾班を河川都市班と港湾海岸砂防班に分離。
平成 30 年 4 月 1 日	土木総務課から建設業指導契約監及び建設業指導契約班を技術管理課に移管のうえ、「技術管理課」を「技術・建設業課」に改称。
平成 31 年 4 月 1 日	南部東道路建設現場事務所及び中城湾港建設現場事務所設置沖縄県ダム事務所を廃止し、ダム管理を各土木事務所へ業務移管下水道管理事務所の「管理班」を「管理班」と「施設班」に分離、下水道建設事務所の「庶務建設班」を「建設班」と「業務係」に分離。
令和 2 年 3 月 31 日	「下水道管理事務所」を「下水道事務所」へ改称。
令和 2 年 4 月 1 日	「下水道建設事務所」を廃止し、下水道事務所へ業務移管。
令和 3 年 4 月 1 日	施設建築課の「建築班」を「建築 1 班」と「建築 2 班」に分離「都市公園課」を新設。都市計画・モノレール課の「公園緑地班」を廃止し、都市公園課に「公園緑地班」及び「公園企画班」を設置。
令和 4 年 4 月 1 日	都市モノレール建設事務所を廃止。
令和 6 年 4 月 1 日	下水道課に「出納管理班」を設置。
令和 7 年 4 月 1 日	都市公園課の「公園緑地班」を「管理整備班」へ、「公園企画班」を「国営公園管理班」へ名称を変更。
	「首里城復興課」を新設。首里城復興課に「企画班」、「復興推進班」及び「復元整備班」を設置。
	道路管理課に「沿道景観推進室」を設置。
	道路街路課の「道路整備班」を「道路街路整備班」へ改称。
	「街路整備班」を廃止し、「道路街路整備班」へ業務移管。
	建築指導課に「盛土対策班」を設置。
	下水道事務所の「水質管理班」を「流域マネジメント班」へ改称。

「設備班」「管理班」「施設班」の公営企業持続性確保関連業務を「流域マネジメント班」へ移管。

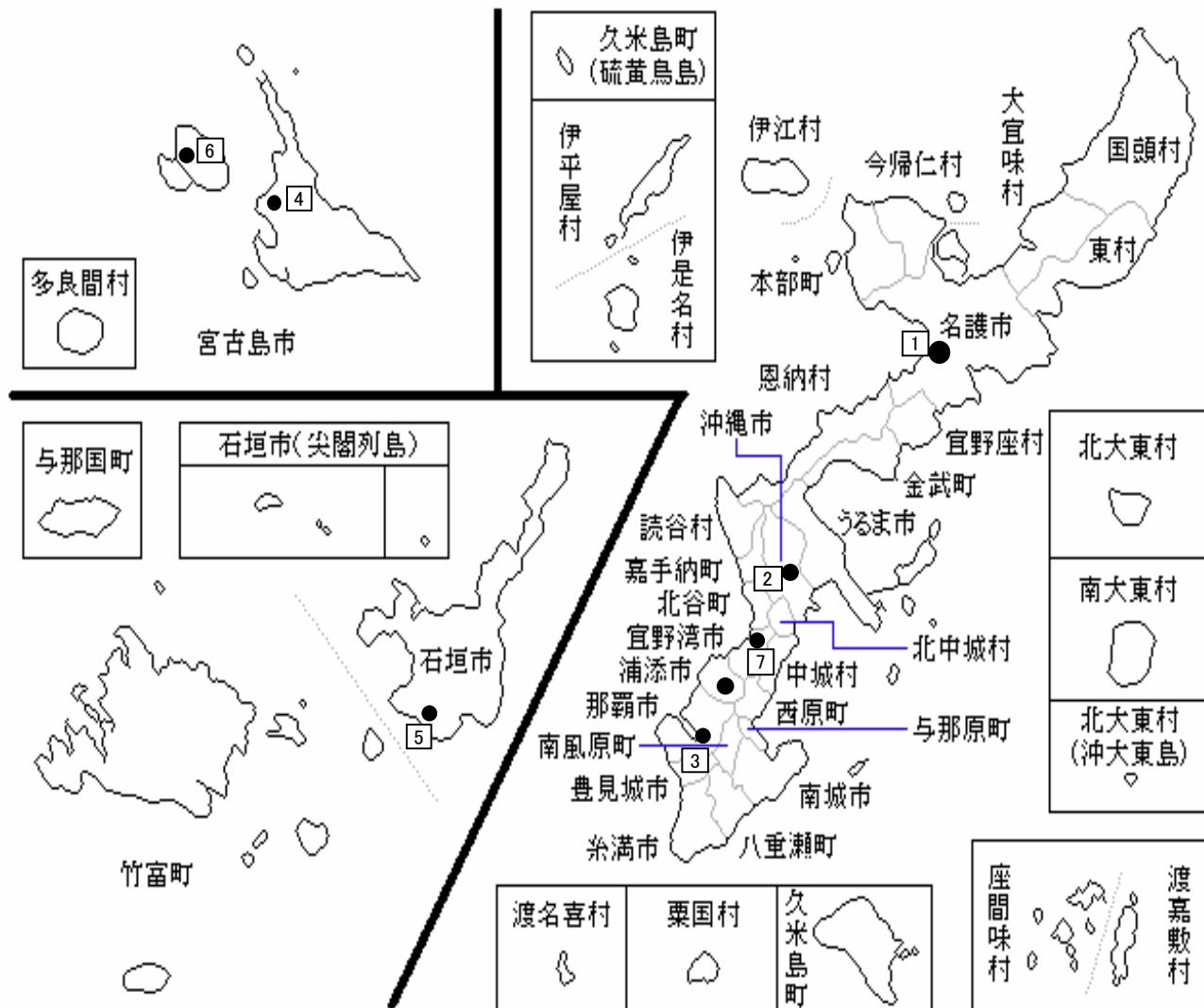
(1) 土木建築部の組織（令和7年4月1日）

本 庁 機 閨

出先機関



(2) 出先機関所在地



	出先機関名	所在地
1	北部土木事務所	名護市大南1-13-11 北部合同庁舎2・3階
2	中部土木事務所	沖縄市美原1-6-34 中部合同庁舎3階
3	南部土木事務所	那覇市旭町116-37 南部合同庁舎7~9階
4	宮古土木事務所	宮古島市平良西里1125 宮古合同庁舎 3階
5	八重山土木事務所	石垣市真栄里438-1 八重山合同庁舎 3階
6	下地島空港管理事務所	宮古島市伊良部佐和田1739
7	下水道事務所	宜野湾市伊佐3-12-1

(3) 各課所の事務分掌

◎本庁機関

課名	分掌事務
土木総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土木建築部所管の公共事業評価に関すること。 (2) 公共事業評価監視委員会に関すること。 (3) 土木事務所に関すること。
技術・建設業課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土木建築部の所管行政の技術に関する総合的企画及び調整に関すること。 (2) 建設工事の指導及び検査に関すること。 (3) 建設工事の技術管理に関すること。 (4) 設計単価及び積算基準に関すること。 (5) 工事仕様書及び技術基準等の調整に関すること。 (6) 設計積算の標準化に関すること。 (7) 土木技術の向上及び研修に関すること。 (8) 建設工事に使用する各種材料等の試験検査及び調査研究に関すること。 (9) 沖縄県建設技術センターに関すること。 (10) 土木建築部所管の公共工事の環境対策に関すること。 (11) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。 (12) 県営工事の請負業者の調査選定に関すること。 (13) 土木建築部の建設工事の契約に関すること。 (14) 建設業者の許可及び指導監督並びに経営事項の審査に関すること。 (15) 建設業者団体に対する指導助言及び勧告に関すること。 (16) 建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）の施行に関すること。 (17) 建設工事統計及び建設業務統計の総括に関すること。 (18) 凈化槽工事業者及び解体工事業者の登録及び届出並びに指導監督に関すること。 (19) 建設工事紛争審査会に関すること。 (20) 公共工事入札契約適正化委員会に関すること。 (21) 建設業審議会に関すること。
用地課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 用地取得等の指導及び調整に関すること。 (2) 沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準等に関すること。 (3) 損失補償額算定に係る標準歩掛単価の設定に関すること。 (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の施行に関すること。 (5) 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）の施行に関すること。 (6) 沖縄県収用委員会に関すること。 (7) 土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく事業認定に関すること。 (8) あっせん委員、仲裁委員及び事業認定審議会に関すること。 (9) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の施行に関すること。 (10) 沖縄県土地開発公社に関すること。
道路街路課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路の整備計画、新設及び改良に関すること。 (2) 高速自動車道等の建設促進に関すること。 (3) その他道路建設に関すること。
道路管理課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路の認定等に関すること。 (2) 道路の維持管理に関すること。 (3) 道路の舗装及び補修に関すること。 (4) 道路交通安全施設の整備に関すること。 (5) 市町村道の整備に関すること。 (6) 道路の修景緑化に関すること。 (7) 県民広場地下駐車場の維持管理に関すること。 (8) 未買収道路用地の取得に関すること。 (9) 市町村道未買収道路用地取得事業の指導監督に関すること。 (10) その他道路維持に関すること。

課名	分掌事務
河川課	<p>(1) 河川の整備計画に関すること。</p> <p>(2) 河川の新設、改良、保全及び管理に関すること。</p> <p>(3) 河川に係る公有水面の埋立て及び規制に関すること。</p> <p>(4) 河川の砂利採取に関すること。</p> <p>(5) 国土交通省所管に属する国有地の管理及び処分に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(6) 多目的ダム及び治水事業に関すること。</p> <p>(7) その他河川及びダムに関すること。</p>
海岸防災課	<p>(1) 海岸（他部の所掌に属するものを除く。）及び砂防の整備計画に関すること。</p> <p>(2) 海岸及び砂防の新設、改良、保全及び管理に関すること。</p> <p>(3) 水防に関すること。</p> <p>(4) 水防協議会に関すること。</p> <p>(5) 海砂利採取に関すること。</p> <p>(6) 国土交通省所管に属する国有地の管理及び処分に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(7) 国土交通省所管に係る公共土木施設の災害防止及び災害復旧に関すること。</p> <p>(8) 地滑り等防止対策に関すること。</p> <p>(9) 急傾斜地の災害防止に関すること。</p> <p>(10) 市町村災害復旧事業の指導監督に関すること。</p> <p>(11) 公有水面の埋立て及び規制に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(12) その他海岸及び砂防に関すること。</p>
港湾課	<p>(1) 港湾整備計画に関すること。</p> <p>(2) 県管理港湾の新設、改築及び維持管理に関すること。</p> <p>(3) 市町村管理港湾の整備についての指導及び援助に関すること。</p> <p>(4) 港湾区域の規制及び港湾区域に係る公有水面の埋立て及び基本施設の整備に関すること。</p> <p>(5) 港湾統計に関すること。</p> <p>(6) 地方港湾審議会に関すること。</p> <p>(7) 宜野湾港整備事業特別会計に関すること。</p> <p>(8) 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計に関すること。</p> <p>(9) 中城湾港マリン・タウン特別会計に関すること。</p> <p>(10) 中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計に関すること。</p> <p>(11) 那覇港開発の推進に関すること。</p> <p>(12) 那覇港管理組合に関すること。</p> <p>(13) その他港湾に関すること。</p>
空港課	<p>(1) 空港整備計画に関すること。</p> <p>(2) 空港の建設及び管理に関すること。</p> <p>(3) 空港の安全施設に関すること。</p> <p>(4) 空港の附属施設の整備に関すること。</p> <p>(5) 下地島空港管理事務所に関すること。</p> <p>(6) 下地島空港特別会計に関すること。</p> <p>(7) その他空港に関すること。</p>

課名	分掌事務
都市計画・モノレール課	<p>(1) 都市計画、土地区画整理及び都市再開発に関すること。</p> <p>(2) 屋外広告物及び駐車場に関すること。</p> <p>(3) 都市の美観、風致等の企画及び推進に関すること。</p> <p>(4) 都市計画事業の認可、承認及び指導監督に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 都市計画区域内の建築物の制限等に関すること。</p> <p>(6) 都市計画審議会及び景観形成審議会に関すること。</p> <p>(7) 景観形成についての総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>(8) 都市モノレールに係る総合企画及び調整に関すること。</p> <p>(9) 都市モノレール事業に係るバス路線の再編成等総合対策に関すること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、都市計画及び都市モノレール事業の推進に関すること。</p>
都市公園課	<p>(1) 都市公園の管理に関すること。</p> <p>(2) 都市計画に係る公園事業の整備計画及び推進に関すること。</p> <p>(3) 都市計画事業の認可、承認及び指導監督に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 一般財団法人沖縄美ら島財団に関すること。</p> <p>(5) その他都市公園及び都市緑化に関すること。</p>
首里城復興課	<p>(1) 首里城の復旧・復興に関すること</p> <p>(2) 首里城復興基本計画に関すること</p> <p>(3) 首里城復旧・復興推進本部、ワーキンググループに関すること</p> <p>(4) 首里城復興イベント・情報発信に関すること</p> <p>(5) 首里城復興への寄付金受け入れに関すること</p> <p>(6) 首里城未来基金(首里城歴史文化継承基金)に関すること</p> <p>(7) 首里城復興基金に関すること</p> <p>(8) 首里城復興基金を活用する事業に関すること</p> <p>(9) 首里城火災に係る再発防止・管理体制構築に関すること</p> <p>(10) 首里杜地区整備基本計画に関すること</p> <p>(11) 中城御殿跡地整備に関すること</p> <p>(12) 首里城の展示・収蔵・利用のあり方に関すること</p> <p>(13) 首里城の段階的公開（見せる復興）・DXに関すること</p> <p>(14) 首里城復元に向けた技術検討委員会に関すること</p> <p>(15) その他首里城復興に関すること</p>
下水道課	<p>(1) 下水道の整備計画及び推進に関すること。</p> <p>(2) 下水道に関する行為の制限等に関すること。</p> <p>(3) 下水道事業の認可、承認及び指導監督に関すること。</p> <p>(4) 下水道資源の有効利用に関すること。</p> <p>(5) 流域下水道事業会計に関すること。</p> <p>(6) 下水道の普及及び広報に関すること。</p> <p>(7) 下水道建設事務所に関すること。</p> <p>(8) その他下水道に関すること。</p>

課名	分掌事務
建築指導課	<p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に関すること。</p> <p>(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為の許可に関すること。</p> <p>(3) 建築士法（昭和25年法律第202号）の施行に関すること。</p> <p>(4) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の施行に関すること。</p> <p>(5) 凈化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関すること（浄化槽の構造基準及び工事規準に係るものに限る。）。</p> <p>(6) 福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付及び事前協議等技術的な審査に関するこ と（建築物及び公共交通機関の施設の新設等に関するこに限る。）。</p> <p>(7) 防蟻対策及び建物動態統計調査に関すること。</p> <p>(8) 建築関係団体に関するこ。</p> <p>(9) 沖縄振興開発金融公庫からの受託業務に関するこ。</p> <p>(10) 建築審査会、建築士審査会及び開発審査会に関するこ。</p> <p>(11) 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）の施行に関するこ。</p> <p>(12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関するこ（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(13) エネルギーの使用的合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に関するこ（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(14) 高齢者、身体障害者等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に関するこ と（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(15) 市街地再開発事業に関するこ（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(16) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関するこ と。</p> <p>(17) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関するこ（他課の所 掌に属するものを除く。）。</p> <p>(18) マンションの管理の適正化及び建替えの円滑化に関するこ（他課の所掌に属するも のを除く。）。</p> <p>(19) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に関するこ と（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(20) 前各号に掲げるもののほか、建築に関するこ。</p>
住宅課	<p>(1) 住宅対策の総合企画及び推進に関するこ。</p> <p>(2) 公営住宅及び改良住宅の計画及び予算に関するこ。</p> <p>(3) 県営住宅の管理及び県営住宅の管理に係る訴訟に関するこ。</p> <p>(4) 県営住宅用地の取得に関するこ。</p> <p>(5) 市町村営住宅建設事業の指導に関するこ。</p> <p>(6) 市町村営住宅管理の指導に関するこ。</p> <p>(7) 住環境整備事業に関するこ（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(8) 沖縄県住宅供給公社及び住宅関係団体に関するこ。</p> <p>(9) 住宅建設等に係る融資に関するこ。</p> <p>(10) 市街地再開発事業に関するこ（地区内の建築物が専ら住宅で占めている場合に限 る。）。</p> <p>(11) 高齢者の居住の安定確保に関するこ。</p> <p>(12) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関するこ。</p> <p>(13) 住宅の品質確保に関するこ。</p> <p>(14) マンションの管理の適正化及び建替えの円滑化に関するこ。</p> <p>(15) 長期優良住宅に関するこ。</p> <p>(16) 空屋等対策を実施する市町村への援助等に関するこ（他課の所掌に属するものを除 く。）。</p> <p>(17) 前各号に掲げるもののほか、住宅行政に関するこ。</p>
施設建築課	<p>(1) 県有建築物の企画調査に関するこ。</p> <p>(2) 県有建築物の設計及び工事監督に関するこ。</p> <p>(3) 県営住宅用地の造成に関するこ。</p> <p>(4) 公共建築物（市町村、法人等）の建設指導に関するこ。</p>

◎出先機関

所名	分掌事務
土木事務所 (北部・中部・南部 ・宮古・八重山)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事の事務検査に関すること。 (2) 工事及び委託設計の入札及び契約に関すること。 (3) 市町村補助事業の事務指導に関すること。 (4) 市町村への技術指導及び監督に関すること。 (5) 委託設計書の作成、審査及び委託業務の検査に関すること。 (6) 工事の検査に関すること。 (7) 港湾、河川、護岸、飛行場、公有水面埋立等の公共工事の調査、設計及び監督に関すること。 (8) 県道及び知事管理一般国道の管理に関すること。 (9) 県道の調査、設置及び監督に関すること。 (10) 道路の占用又は使用の許可等に関すること。 (11) 里程の証明及び海陸測量標の管理に関すること。 (12) 都市計画事業の調査、設計及び監督に関すること。 (13) 屋外広告物及び都市の美観風致に関すること。 (14) 都市計画施設の区域内、土地区画整理事業の施行区域内、都市計画事業地内及び土地区画整理事業施行地区内における建築等の規制に関すること。 (15) 公共建築工事及び公共建築物の維持に係る調査、設計及び監督に関すること。 (16) 建築基準及び建築士に関すること。 (17) 福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付及び事前協議等技術的な審査に関すること（建築物及び公共交通機関の施設の新設等に関する事に限る）。 (18) 宅地建物取引業に関すること。 (19) 沖縄振興開発金融公庫等の委託業務に関すること。 (20) 開発行為及び宅地造成工事の規制等に関すること。 (21) 建築統計に関すること。 (22) 公共土木工事に関する用地の買収、登記及び買収に伴う地上物件の除去による補償に関すること。 (23) 廃道敷及び廃川敷の調査等に関すること。 (24) 港湾、河川、海岸（国土交通省所管に限る。）、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域の管理に関する事（次項各号に掲げる事務を除く。）。 (25) 県営住宅の維持管理に関する事（宮古土木事務所及び八重山土木事務所に限る。）。 (26) ダムの管理に関する事。 (27) その他土木及び建築に関する事。 (28) 庶務に関する事。
中部土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第3章第1節の規定に基づく中城湾港新港地区に係る国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置に関する事。 (2) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第3章第2節の規定に基づく金武湾港及び中城湾港に係る国際水域施設の保安の確保のために必要な措置に関する事。
下地島空港 管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 空港施設の保守管理に関する事。 (2) 空港施設の使用に関する事。 (3) 入札及び契約に関する事。 (4) 工事の調査、設計及び監督に関する事。 (5) 航空法（昭和27年法律第231号）の規定に基づく検査に関する事。 (6) 空港内の公有財産の管理に関する事。 (7) 委託業務の監督及び検査に関する事。 (8) 空港施設の災害予防防止及び災害復旧に関する事。 (9) 庶務に関する事。

所名	分掌事務
下水道事務所	<p>(1) 流域下水道の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 下水の処理、汚泥の処分及び水質管理に関すること。</p> <p>(3) 入札及び契約に関すること。</p> <p>(4) 財産及び備品の管理に関すること。</p> <p>(5) 工事の調査及び設計に関すること。</p> <p>(6) 工事及び委託業務の監督及び検査に関すること。</p> <p>(7) 関連公共下水道の指導及び助言に関すること。</p> <p>(8) 流域下水道の維持管理に係る技術調査及び研究に関すること。</p> <p>(9) 工事の事務検査に関すること。</p> <p>(10) 市町村補助事業の事務指導に関すること。</p> <p>(11) 流域下水道の災害工事に関すること。</p> <p>(12) 流域下水道工事に係る用地の買収、登記及び物件補償に関すること。</p> <p>(13) 道路、河川等の占用に関すること。</p> <p>(14) 市町村施行下水道事業の技術指導及び監督に関すること。</p> <p>(15) 県代行事業に係る調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>(16) 県代行事業の工事の委託設計、審査及び委託業務の検査に関すること。</p> <p>(17) 県代行事業の工事に係る用地の買収、登記及び物件補償に関すること。</p> <p>(18) 庶務に関すること。</p>

(4) 土木建築部関係条例及び規則一覧（令和7年4月1日現在）

所管課	条例及び規則名	公布番号	公布年月日
総務土木課	○ 沖縄県公共事業評価監視委員会規則	平成17年規則第94号	平成17年10月26日
建設技術・業課	○ 建設業者提出書類閲覧規則	昭和48年規則第33号	昭和48年4月5日
	○ 測量業者登録簿閲覧規則	昭和48年規則第34号	昭和48年4月5日
	○ 沖縄県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則	平成12年規則第130号	平成12年4月28日
	○ 沖縄県解体業者登録簿閲覧規則	平成13年規則第72号	平成13年3月30日
	○ 沖縄県建設業許可申請等手数料条例	平成12年条例第38号	平成12年3月31日
	○ 沖縄県公共工事入札契約適正化委員会規則	平成19年規則第76号	平成19年7月20日
	○ 沖縄県建設業審議会設置条例	平成20年条例第47号	平成20年12月26日
用地課	○ 土地収用法施行条例	平成31年条例第15号	平成31年3月29日
	○ 土地収用法施行細則	平成31年規則第34号	平成31年3月29日
道路課	○ 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例	平成25年条例第40号	平成25年3月30日
	○ 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則	平成25年規則第25号	平成25年3月30日
道路管理課	○ 沖縄県道路占用料徴収条例	昭和47年条例第21号	昭和47年5月15日
	○ 沖縄県道路占用規則	昭和47年規則第93号	昭和47年5月15日
	○ 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則	平成4年規則第17号	平成4年3月31日
	○ 沖縄県自動車駐車場管理条例	平成10年条例第61号	平成10年3月31日
	○ 沖縄県自動車駐車場管理条例施行規則	平成10年規則第40号	平成10年4月10日
	○ 沖縄県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	平成25年条例第41号	平成25年3月30日
河川課	○ 沖縄県河川管理規則	昭和58年規則第18号	昭和58年3月31日
	○ 沖縄県河川流水占用料等徴収条例	平成12年条例第42号	平成12年3月31日
	○ 沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則	昭和55年規則第1号	昭和55年1月10日
	○ 沖縄県国土交通省所管公共用財産に係る土地使用料等徴収条例	平成12年条例第40号	平成12年3月31日
	○ 沖縄県国土交通省所管公共用財産に係る土地使用料等徴収条例施行規則	平成12年規則第114号	平成12年3月31日
海岸防災課	○ 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律施行細則	昭和55年規則第3号	昭和55年2月4日
	○ 沖縄県海岸管理規則	昭和58年規則第19号	昭和58年3月31日
	○ 沖縄県水防協議会条例	昭和56年条例第8号	昭和56年3月30日
	○ 地すべり等防止法施行細則	平成元年規則第49号	平成元年6月20日
	○ 海浜を自由に使用するための条例	平成2年条例第22号	平成2年10月18日
	○ 海浜を自由に使用するための条例施行規則	平成3年規則第22号	平成3年3月31日
	○ 沖縄県海岸占用料等徴収条例	平成12年条例第41号	平成12年3月31日
	○ 沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例	平成12年条例第48号	平成12年3月31日
	○ 沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例施行規則	平成12年規則第122号	平成12年3月31日
	○ 沖縄県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例	平成15年条例第16号	平成15年3月31日
	○ 沖縄県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例施行規則	平成15年規則第20号	平成15年3月31日
	○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例	平成19年条例第18号	平成19年3月30日
	○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則	平成19年規則第28号	平成19年3月30日
港湾課	※ 沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則	昭和55年規則第1号	昭和55年1月10日
	※ 沖縄県国土交通省所管公共用財産に係る土地使用料等徴収条例	平成12年条例第40号	平成12年3月31日
	※ 沖縄県国土交通省所管公共用財産に係る土地使用料等徴収条例施行規則	平成12年規則第114号	平成12年3月31日
	○ 沖縄県港湾管理条例	昭和47年条例第55号	昭和47年5月15日
	○ 沖縄県港湾管理条例施行規則	昭和47年規則第142号	昭和47年9月11日
	○ 港湾区域内及び港湾隣接地域内における占用等の許可手続等に関する規則	昭和47年規則第161号	昭和47年10月30日
	○ 沖縄県地方港湾審議会設置条例	昭和50年条例第7号	昭和50年1月10日
	○ 沖縄県地方港湾審議会が開催する公聴会に関する規則	昭和50年規則第50号	昭和50年8月7日

所管課	条例及び規則名	公布番号	公布年月日
港湾課	○ 沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例 ○ 沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則	昭和60年条例第12号 昭和60年規則第34号	昭和60年7月15日 昭和60年7月19日
空港課	○ 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例 ○ 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例施行規則	昭和47年条例第20号 昭和47年規則第70号	昭和47年5月15日 昭和47年5月15日
都市計画・モノレール課	※ 都市計画法施行細則 ※平成17年全部改正 ○ 沖縄県都市計画審議会条例 ○ 沖縄県都市計画公聴会規則 ○ 沖縄県屋外広告物条例 ○ 沖縄県屋外広告物条例施行規則 ○ 沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金条例 ○ 沖縄県景観形成条例 ○ 沖縄県景観形成審議会規則 ○ 沖縄県景観形成条例施行規則 ○ 沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例 ○ 沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則	昭和47年規則第97号 昭和47年条例第84号 昭和47年規則第99号 昭和50年条例第28号 昭和50年規則第39号 昭和61年条例第6号 平成6年条例第34号 平成6年規則第63号 平成7年規則第52号 令和2年条例第25号 令和2年規則第25号	昭和47年5月15日 昭和47年5月27日 昭和47年5月15日 昭和50年4月7日 昭和50年7月1日 昭和61年3月12日 平成6年10月20日 平成6年11月18日 平成7年8月1日 令和2年3月31日 令和2年3月31日
都市公園課	○ 沖縄県都市公園条例 ○ 沖縄県都市公園条例施行規則 ○ 沖縄県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 ○ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例 ○ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例施行規則 ○ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例	昭和52年条例第41号 昭和53年規則第24号 平成24年条例第94号 平成30年条例第56号 平成30年条例第63号 平成30年条例第69号	昭和52年12月22日 昭和53年5月11日 平成24年12月26日 平成30年7月20日 平成30年7月20日 平成30年12月28日
復興里譲城	○ 沖縄県首里城復興基金条例 ○ 沖縄県首里城歴史文化継承基金条例	令和2年条例第3号 令和4年条例第5号	令和2年3月16日 令和4年3月31日
下水道課	○ 沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例 ○ 沖縄県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例施行規則 ○ 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例 ○ 沖縄県流域下水道事業会計規則	平成24年条例第96号 平成24年規則第60号 令和2年条例第4号 令和2年規則第17号	平成24年12月26日 平成24年12月26日 令和2年3月16日 令和2年3月31日
建築指導課	○ 建築基準法施行条例 ○ 沖縄県建築基準法施行細則 ○ 都市計画法施行細則 ※平成17年全部改正 ○ 沖縄県文教地区建築条例 ○ 沖縄県建築審査会条例 ○ 沖縄県開発審査会条例 ○ 建築士法施行細則 ○ 沖縄県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則 ○ 土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則 ○ 沖縄県開発登録簿閲覧所閲覧規則 ○ 沖縄県宅地建物取引業法施行細則 ○ 沖縄県二級建築士免許等手数料条例 ○ 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例 ○ 都市計画法に基づく開発行為及び新築等の許可の基準に関する条例 ○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則 ○ 沖縄県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則	昭和47年条例第83号 昭和56年規則第1号 昭和47年規則第97号 昭和47年条例第117号 昭和47年条例第118号 昭和47年条例第116号 昭和47年規則第146号 昭和50年規則第68号 昭和49年規則第37号 昭和47年規則第105号 平成12年規則第72号 平成12年条例第51号 平成12年条例第52号 平成15年条例第17号 平成27年規則第77号 平成30年規則第55号	昭和47年5月27日 昭和56年2月2日 昭和47年5月15日 昭和47年9月9日 昭和47年9月9日 昭和47年9月9日 昭和47年9月25日 昭和50年11月25日 昭和49年6月3日 昭和47年5月15日 平成12年3月30日 平成12年3月30日 平成12年3月31日 平成15年3月31日 平成27年12月25日 平成30年4月27日
住宅課	○ 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例 ○ 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 ○ 沖縄県公営住宅等の整備に関する基準を定める条例	昭和48年条例第45号 平成10年規則第6号 平成24年条例第97号	昭和48年7月10日 平成10年2月17日 平成24年12月26日

注) 1. ※の条例等は他課が所管するが、密接に関係するため記載する。

(5) 土木建築部定数の推移

	計	本 庁	出 先	備 考
昭和47年度	742	214	528	昭和47年 5月15日 現在
昭和48年度	814	245	569	昭和48年 5月15日 現在
昭和49年度	828	268	560	昭和49年 4月1日 現在
昭和50年度	852	298	554	昭和50年 4月1日 現在
昭和51年度	846	301	545	昭和51年 4月1日 現在
昭和52年度	865	323	542	昭和52年 5月1日 現在
昭和53年度	893	327	566	昭和53年 4月1日 現在
昭和54年度	909	337	572	昭和54年 6月1日 現在
昭和55年度	906	339	567	昭和55年 11月1日 現在
昭和56年度	913	341	572	昭和56年 4月1日 現在
昭和57年度	920	344	576	昭和57年 4月1日 現在
昭和58年度	915	352	563	昭和58年 4月1日 現在
昭和59年度	917	333	584	昭和59年 4月1日 現在
昭和60年度	906	354	552	昭和60年 4月1日 現在
昭和61年度	891	355	536	昭和61年 4月1日 現在
昭和62年度	886	347	539	昭和62年 4月1日 現在
昭和63年度	887	356	531	昭和63年 4月1日 現在
平成元年度	879	351	528	平成元年 4月1日 現在
平成2年度	869	347	522	平成2年 4月1日 現在
平成3年度	861	353	508	平成3年 4月1日 現在
平成4年度	859	353	506	平成4年 4月1日 現在
平成5年度	890	371	519	平成5年 4月1日 現在
平成6年度	880	370	510	平成6年 4月1日 現在
平成7年度	881	372	509	平成7年 4月1日 現在
平成8年度	782	377	405	平成8年 4月1日 現在
平成9年度	785	377	408	平成9年 4月1日 現在
平成10年度	787	378	409	平成10年 4月1日 現在
平成11年度	775	364	411	平成11年 4月1日 現在
平成12年度	767	361	406	平成12年 4月1日 現在
平成13年度	771	364	407	平成13年 4月1日 現在
平成14年度	770	361	409	平成14年 4月1日 現在
平成15年度	761	355	406	平成15年 4月1日 現在
平成16年度	760	357	403	平成16年 4月1日 現在
平成17年度	733	333	400	平成17年 4月1日 現在
平成18年度	729	336	393	平成18年 4月1日 現在
平成19年度	702	330	372	平成19年 4月1日 現在
平成20年度	680	323	357	平成20年 4月1日 現在
平成21年度	796	322	474	平成21年 4月1日 現在
平成22年度	774	315	459	平成22年 4月1日 現在
平成23年度	762	315	447	平成23年 4月1日 現在
平成24年度	748	315	433	平成24年 4月1日 現在
平成25年度	738	321	417	平成25年 4月1日 現在
平成26年度	740	314	426	平成26年 4月1日 現在
平成27年度	736	316	420	平成27年 4月1日 現在
平成28年度	733	315	418	平成28年 4月1日 現在
平成29年度	744	322	422	平成29年 4月1日 現在
平成30年度	744	325	419	平成30年 4月1日 現在
令和元年度	742	326	416	平成31年 4月1日 現在
令和2年度	745	334	411	令和2年 4月1日 現在
令和3年度	745	338	407	令和3年 4月1日 現在
令和4年度	751	344	407	令和4年 4月1日 現在
令和5年度	752	346	406	令和5年 4月1日 現在
令和6年度	754	351	403	令和6年 4月1日 現在
令和7年度	758	354	404	令和7年 4月1日 現在

※組織改編により、平成8年度から平成20年度までは、「宮古土木事務所」、「八重山土木事務所」、「新石垣空港建設事務所」は、企画部（宮古及び八重山支庁）に位置づけられていた。

(6) 職員配置状況（現員）

令和7年4月1日現在

	合計	一般事務職	一般事務	用地補償	技術職							運転士	土木整備員
						建築	土木	機械	化学	電気	林業		
土木建築部 合計	765	284	235	49	474	97	290	38	14	34	1		7
(本庁 16課 計)	362	149	149		213	62	117	13	4	16	1		
1 土木総務課	27	17	17		10	1	9						
2 技術・建設業課	26	16	16		10	2	6	2					
3 用地課	14	13	13		1	1							
4 道路街路課	22	7	7		15		15						
5 道路管理課	25	10	10		15	1	14						
6 河川課	17	7	7		10		10						
7 海岸防災課	21	8	8		13		11		2				
8 港湾課	30	13	13		17		16		1				
9 空港課	18	8	8		10		6		4				
10 都市計画・モノレール課	30	9	9		21	5	16						
11 都市公園課	15	8	8		7	1	4	1		1			
12 首里城復興課	16	4	4		12	8	3	1					
13 下水道課	19	8	8		11		4	3	1	3			
14 建築指導課	22	6	6		16	13	2				1		
15 住宅課	25	11	11		14	13				1			
16 施設建築課	35	4	4		31	17	1	6		7			
(出先機関 7所 計)	403	135	86	49	261	35	173	25	10	18			7
1 北部土木事務所	66	22	14	8	42	6	35	1					2
2 中部土木事務所	100	36	19	17	61	9	51	1					3
3 南部土木事務所	99	37	22	15	60	9	48	1		2			2
4 宮古土木事務所	30	11	8	3	19	5	14						
5 八重山土木事務所	43	17	11	6	26	5	19	2					
6 下水道事務所	56	7	7		49	1	6	18	10	14			
7 下地島空港管理事務所	9	5	5		4			2		2			

※現員には休職職員、嘱託員及び非常勤職員は含まない。

(7) 歴代沖縄県技監、歴代部局長

歴代沖縄県技監

野 島 虎 治 (S50. 6.23 ~ S52.12.19)
 大 嶺 永 夫 (S53. 9.11 ~ S55. 4. 30)
 中 西 秩 (S56. 2. 1 ~ S58. 6. 30)
 宮 原 克 典 (S58. 7. 1 ~ S60.10.31)
 谷 本 修 志 (S60.11.1 ~ S62. 7.15)
 川 井 優 (S62.7.16 ~ H元. 6.30)
 山 口 一 弘 (H元. 7. 1 ~ H3.12. 2)
 辻 靖 三 (H3.12. 3 ~ H5. 7. 1)
 振 井 茂 宏 (H5. 7. 2 ~ H7.11.19)
 霜 上 民 生 (H7.11.20 ~ H10. 7.14)
 安 川 歩 (H10.11.20 ~ H13. 3.31)
 宮 尾 博 一 (H13. 4. 1 ~ H16. 3. 31)
 松 井 正 樹 (H16. 4. 1 ~ H18. 3. 31)

戦後土木建築部歴代部局長

松 岡 政 保 (S20. 9. 1 ~ S25.11. 3)
 渡嘉敷 真 瞳 (S25.11. 4 ~ S27. 3.31)
 神 村 孝太郎 (S27. 4. 1 ~ S31. 4. 2)
 安 里 芳 夫 (S31. 4. 3 ~ S33. 2. 2)
 新 里 善 福 (S33. 2. 3 ~ S38. 1. 28)
 志 村 恵 (S38. 1.28 ~ S40. 7. 31)
 前 田 朝 信 (S40. 8. 1 ~ S41. 9. 1)
 石 垣 賢 忠 (S41. 9. 1 ~ S43.11.30)
 宮 里 栄 一 (S43.12. 1 ~ S46. 8. 9)
 仲 村 栄 春 (S46. 8. 9 ~ S47. 5. 14)
 安 里 一 郎 (S47. 5.15 ~ S49. 1.10)
 安 里 長 徳 (S49. 1.11 ~ S51. 7.31)
 大 嶺 永 夫 (S51. 8. 1 ~ S53. 9.10)
 城 間 勇 吉 (S53. 9.11 ~ S58. 3.31)
 久 高 将 榮 (S58. 4. 1 ~ S60. 3.31)
 山 城 廣 茂 (S60. 4. 1 ~ S63. 3.31)
 高 良 尚 光 (S63. 4. 1 ~ H 3. 1.15)
 澤 村 宏 明 (H 3. 1.16 ~ H 5. 1.31)
 大 城 義 勝 (H 5. 2. 1 ~ H 7. 1.31)
 島 洲 進 (H 7. 2. 1 ~ H 8. 3.31)
 江 洲 順 吉 (H 8. 4. 1 ~ H10. 3.31)
 上 原 幸 一 (H10. 4. 1 ~ H11. 1.13)
 銘 莢 清 一 (H11. 1. 14 ~ H13. 3.31)
 屋 比 久 孟 尚 (H13. 4. 1 ~ H14. 3.31)
 安 慶 名 正 行 (H14. 4. 1 ~ H16. 3.31)
 末 吉 哲 (H16. 4. 1 ~ H18. 3. 31)
 首 里 勇 治 (H18. 4. 1 ~ H20. 3. 31)
 漢 那 政 弘 (H20. 4. 1 ~ H21. 3. 31)
 仲 田 文 昭 (H21. 4. 1 ~ H23. 3. 31)
 当 間 清 勝 (H23. 4. 1 ~ H24. 7. 31)
 當 銘 健一郎 (H24. 8. 1 ~ H27. 1. 25)
 末 吉 幸 満 (H27. 1.26 ~ H28. 3. 31)
 宮 城 理 (H28. 4. 1 ~ H30. 3. 31)
 上 原 国 定 (H30. 4. 1 ~ R 3. 3. 31)
 島 袋 善 明 (R 3. 4. 1 ~ R 5. 3. 31)
 前 川 智 宏 (R 5. 4. 1 ~ R 7. 3. 31)
 砂 川 勇 二 (R 7. 4. 1 ~)

3. 予算

(1) 土木建築部当初予算

沖縄県土木建築部の令和7年度当初予算は、一般会計で896億7,914万9千円(対前年度比3.8%増)、特別会計で30億3,658万3千円(対前年度比33.9%増)、企業会計で201億4,008万9千円(対前年度比4.3%増)、併せて1,128億5,582万1千円(対前年度比4.5%増)となっている。

一般会計とは、地方公共団体の基本的な経費が中心として計上され、地方公共団体存立の目的を達成するために要する経費を経理する会計である。

特別会計とは、特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する会計である。

企業会計とは、他の会計と区分して経理することで財務等の自主性を保持しながら、会計処理方式として企業会計方式を採用するなど、企業としての経済性を発揮するための会計である。流域下水道事業会計は、地方公営企業法、沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例に基づいて設置されている。

表1 令和7年度当初予算財源内訳

令和7年度歳出予算事項別積算内訳書(総括)

(単位:千円、%)

会計名	令和6年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	左の財源内訳				比較増減額	伸び率%
			国庫支出金	県債	特定財源	一般財源		
土木建築部計	108,000,879	112,855,821	46,636,878	26,197,359	22,410,319	17,611,265	4,854,942	4.5%
一般会計 + 特別会計	88,691,149	92,715,732	43,758,440	23,083,859	9,239,071	16,634,362	4,024,583	4.5%
一般会計	86,423,281	89,679,149	43,065,620	22,004,100	8,491,722	16,117,707	3,255,868	3.8%
(款) 土木費	85,064,732	88,045,931	41,959,240	21,581,200	8,491,722	16,013,769	2,981,199	3.5%
(項) 土木管理費	12,835,824	13,216,123	10,486,224	0	301,291	2,428,608	380,299	3.0%
(項) 道路橋りょう費	26,843,604	28,570,384	13,848,670	10,655,200	295,512	3,771,002	1,726,780	6.4%
(項) 河川海岸費	6,930,532	8,000,337	2,282,274	3,612,800	632,494	1,472,769	1,069,805	15.4%
(項) 港湾費	6,694,178	7,192,016	2,940,021	1,429,700	202,684	2,619,611	497,838	7.4%
(項) 都市計画費	14,843,626	14,520,458	5,705,666	2,709,000	2,512,500	3,593,292	▲ 323,168	▲ 2.2%
(項) 住宅費	10,489,877	11,932,999	5,560,225	2,348,700	3,714,507	309,567	1,443,122	13.8%
(項) 空港費	6,427,091	4,613,614	1,136,160	825,800	832,734	1,818,920	▲ 1,813,477	▲ 28.2%
(款) 災害復旧費	1,358,549	1,633,218	1,106,380	422,900	0	103,938	274,669	20.2%
特別会計	2,267,868	3,036,583	692,820	1,079,759	747,349	516,655	768,715	33.9%
下地島空港特別会計	453,652	1,250,669	692,820	69,200	231,289	257,360	797,017	175.7%
宜野湾港整備事業特別会計	588,743	530,442	0	216,140	195,621	118,681	▲ 58,301	▲ 9.9%
中城湾港(新港地区) 整備事業特別会計	372,784	383,359	0	174,204	168,047	41,108	10,575	2.8%
中城湾港マリン・タウン特別会計	241,926	192,782	0	0	93,276	99,506	▲ 49,144	▲ 20.3%
駐車場事業特別会計	137,672	59,048	0	0	59,048	0	▲ 78,624	▲ 57.1%
中城湾港(泡瀬地区) 臨海部土地造成事業特別会計	473,091	620,283	0	620,215	68	0	147,192	31.1%
企業会計	19,309,730	20,140,089	2,878,438	3,113,500	13,171,248	976,903	830,359	4.3%
流域下水道事業会計	19,309,730	20,140,089	2,878,438	3,113,500	13,171,248	976,903	830,359	4.3%

※企業会計については、現金支出を伴わない費用「減価償却費」(=財源がない)等を含むため、実際の歳出とは異なる

図1 土木建築部当初予算の推移

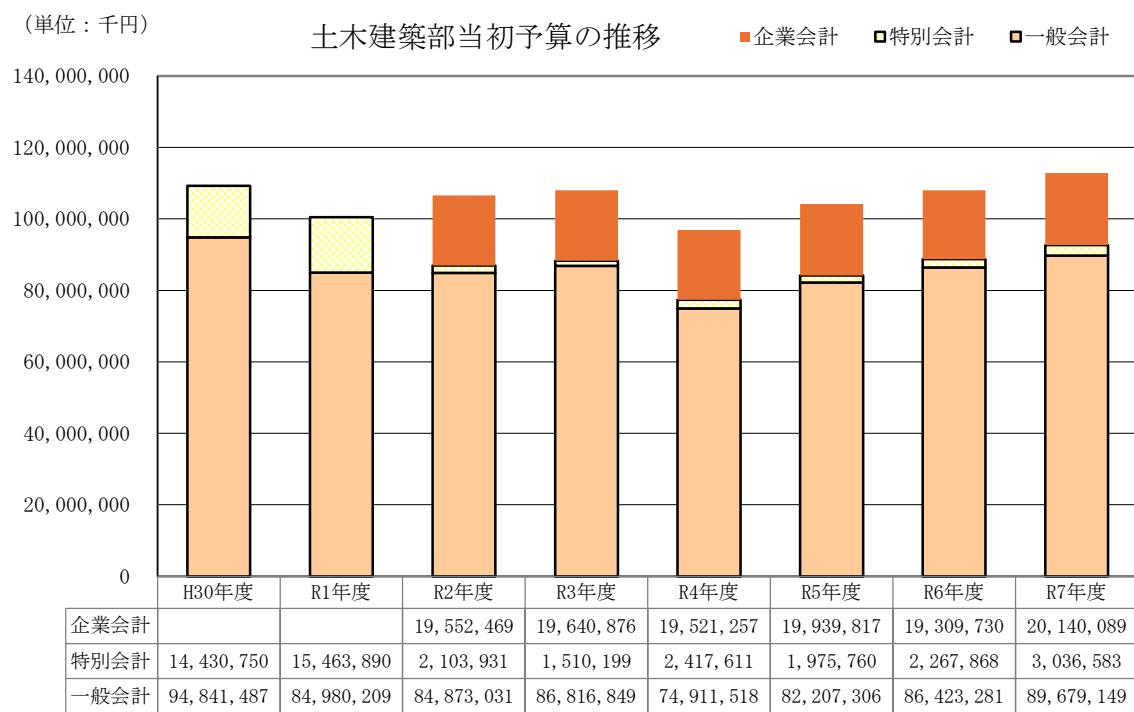
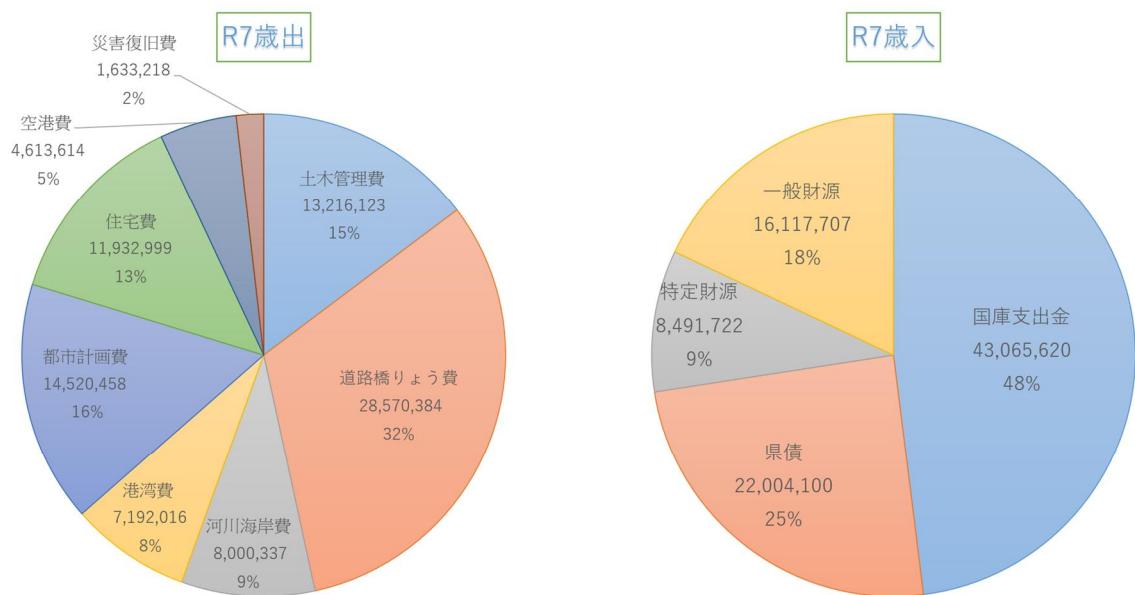


図2 土木建築部当初予算（一般会計）の歳出及び歳入の内訳



(2) 一般会計予算の説明

ア 土木管理費

(単位:千円)

令和7年度	令和6年度	伸率	増減
13,216,123	12,835,824	3.0%	380,299

土木管理費の予算額は、132 億 1,612 万3千円で、前年度と比べ、3億 8,029 万 9 千円増となっている。新規事業は、沖縄県節産業グローバル化推進事業(人材育成推進) (1,055 万 8 千円) である。

主な継続事業は、沖縄振興公共投資交付金市町村事業(104 億 6,702 万4千円)、建設行政情報システム再構築事業(2 億 3,203 万 3 千円)、建設業指導監督費(1 億 681 万 4 千円)である。

イ 道路橋りょう費

(単位:千円)

令和7年度	令和6年度	伸率	増減
28,570,384	26,843,604	6.4%	1,726,780

道路橋りょう費の予算額は、285 億 7,038 万 4 千円で、前年度と比べ、17 億 2,678 万円増となっている。新規事業は、道路・街路交通情勢調査事業費(6,200 万円)、道路施設脱炭素化推進事業(16 億 8,000 万円)である。

主な継続事業は、緊急自然災害防止対策事業(46 億 3,680 万円)、県道 20 号(泡瀬工区) (32 億 1,000 万円)、南部東道路を整備する地域連携道路事業費(30 億 500 万円)、幸地インター線を整備する高規格ICアクセス道路整備事業費(14 億円)である。

ウ 河川海岸費

(単位:千円)

令和7年度	令和6年度	伸率	増減
8,000,337	6,930,532	15.4%	1,069,805

河川海岸費の予算額は、80 億 33 万 7 千円で、前年度と比べ、10 億 6,980 万 5 千円増となっている。

主な継続事業は、地すべり・急傾斜地崩壊対策等に係る自然災害防止事業(10 億 3,000 万円)、国場川、比謝川等の河川改修に係る社会資本整備総合交付金(河川) (8 億 5,538 万 9 千円)である。

エ 港湾費

(単位:千円)

令和7年度	令和6年度	伸率	増減
7,192,016	6,694,178	7.4%	497,838

港湾費の予算額は、71 億 9,201 万 6 千円で、前年度と比べ、4 億 9,783 万 8 千円増となっている。

新規事業は、港湾脱炭素化推進事業(1 億 5,000 万円)である。

主な継続事業は、那覇港開発推進事業費(12 億 4,777 万 9 千円)、前泊港や兼城港、北大東港、南大東港等の港湾整備に係る社会資本整備総合交付金(港湾) (15 億 7,000 万円)、港湾改修事業(6 億 600 万円)、港湾長寿命化事業(4 億 4,000 万円)である。

オ 都市計画費

(単位:千円)

令和7年度	令和6年度	伸率	増減
14,520,458	14,843,626	△ 2.2%	△ 323,168

都市計画費の予算額は、145 億 2,045 万 8 千円で、前年度と比べ、3 億 2,316 万 8 千円減となっている。

新規事業は、汚水処理広域化・共同化計画促進事業(2,400 万円)、沖縄国際海洋博覧会 50 周年記念事業(2,312 万 8 千円)、沖縄都市モノレール脱炭素化推進事業(1,000 万円)、2027 年国際園芸博覧会出店事業

(391万6千円)である。

主な継続事業は、沖縄都市モノレール輸送力増強事業(31億1,428万円)、首里城公園の整備に係る社会資本整備総合交付金(首里城公園)(16億346万4千円)、国営公園管理費(水族館等)(19億2608万7千円)、沖縄振興公共投資交付金事業(街路)(15億1,430万1千円)である。

カ 住宅費			
(単位:千円)			
令和7年度	令和6年度	伸率	増減
11,932,999	10,489,877	13.8%	1,443,122

住宅費の予算額は、119億3,299万9千円で、前年度と比べ、14億4,312万2千円増となっている。

新規事業は、県営住宅建設推進費(3,154万4千円)である。

主な継続事業は、県営真喜良第二団地、県営赤道団地等の整備に係る地域居住機能再生推進費(32億8,241万9千円)、県営高原団地、県営南風原第二団地等の建替に係る県営住宅建設費(社会資本)(23億510万1千円)である。

キ 空港費			
(単位:千円)			
令和7年度	令和6年度	伸率	増減
4,613,614	6,427,091	△ 28.2%	△ 1,813,477

空港費の予算額は、46億1,361万4千円で、前年度と比べ、18億1,347万7千円減となっている。

主な継続事業は、宮古空港及び伊江島空港の滑走路端安全区域整備等に係る公共離島空港整備事業(17億4,554万6千円)、県単離島空港整備事業費(6億1,673万8千円)である。

ク 災害復旧費			
(単位:千円)			
令和7年度	令和6年度	伸率	増減
1,633,218	1,358,549	20.2%	274,669

災害復旧費の予算額は、16億3,321万8千円で、前年度と比べ、2億7,466万9千円増となっている。

主な継続事業は、河川等災害復旧事業費(9億9,518万円)、港湾災害復旧事業費(3億9,401万5千円)である。

(3) 特別会計予算の説明

ア 下地島空港特別会計 (単位:千円)

令和7年度	令和6年度	伸率	増減
1,250,669	453,652	175.7%	797,017

下地島空港特別会計の予算額は、12億5,066千9千円で、前年度と比べ、7億9,701万7千円増となっている。主な事業内容は、下地島空港建設事業費(補助事業)(7億6,980万円)、下地島空港管理運営費(3億6,671万5千円)である。

イ 宜野湾港整備事業特別会計 (単位:千円)

令和7年度	令和6年度	伸率	増減
530,442	588,743	△ 9.9%	△ 58,301

宜野湾港整備事業特別会計の予算額は、5億3,044万2千円で、前年度と比べ、5,830万1千円減となっている。主な事業内容は、起債の元金償還(2億9,047万6千円)、管理運営費(2億2,899万1千円)である。

ウ 中城湾港(新港地区)整備事業特別会計 (単位:千円)

令和7年度	令和6年度	伸率	増減
383,359	372,784	2.8%	10,575

中城湾港(新港地区)整備事業特別会計の予算額は、3億8,335万9千円で、前年度と比べ、1,057万5千円増となっている。

主な事業内容は、中城湾港機能施設整備事業(1億5,400万円)、起債の元金償還(1億3,270万9千円)、管理運営費(8,444万6千円)である。

エ 中城湾港マリン・タウン特別会計 (単位:千円)

令和7年度	令和6年度	伸率	増減
192,782	241,926	△ 20.3%	△ 49,144

中城湾港マリン・タウン特別会計の予算額は、1億9,278万2千円で、前年度と比べ、4,914万4千円減となっている。

主な事業内容は、与那原マリーナ管理運営費(1億836万6千円)、起債の元金償還(6,086万2千円)である。

オ 駐車場事業特別会計 (単位:千円)

令和7年度	令和6年度	伸率	増減
59,048	137,672	△ 57.1%	△ 78,624

駐車場事業特別会計の予算額は、5,904万8千円で、前年度と比べ、7,862万4千円減となっている。

主な事業内容は、駐車場整備事業費(4,770万3千円)、駐車場管理運営費(810万2千円)である。

カ 中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計 (単位:千円)

令和7年度	令和6年度	伸率	増減
620,283	473,091	31.1%	147,192

中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計の予算額は、6億2,028万3千円で、前年度と比べ、1億

4,719 万 2 千円増となっている。

主な事業内容は、起債の元金償還(3 億 3,294 万 5 千円)、土地造成費(2 億 6,600 万円)である。

(4) 企業会計予算の説明

流域下水道事業会計

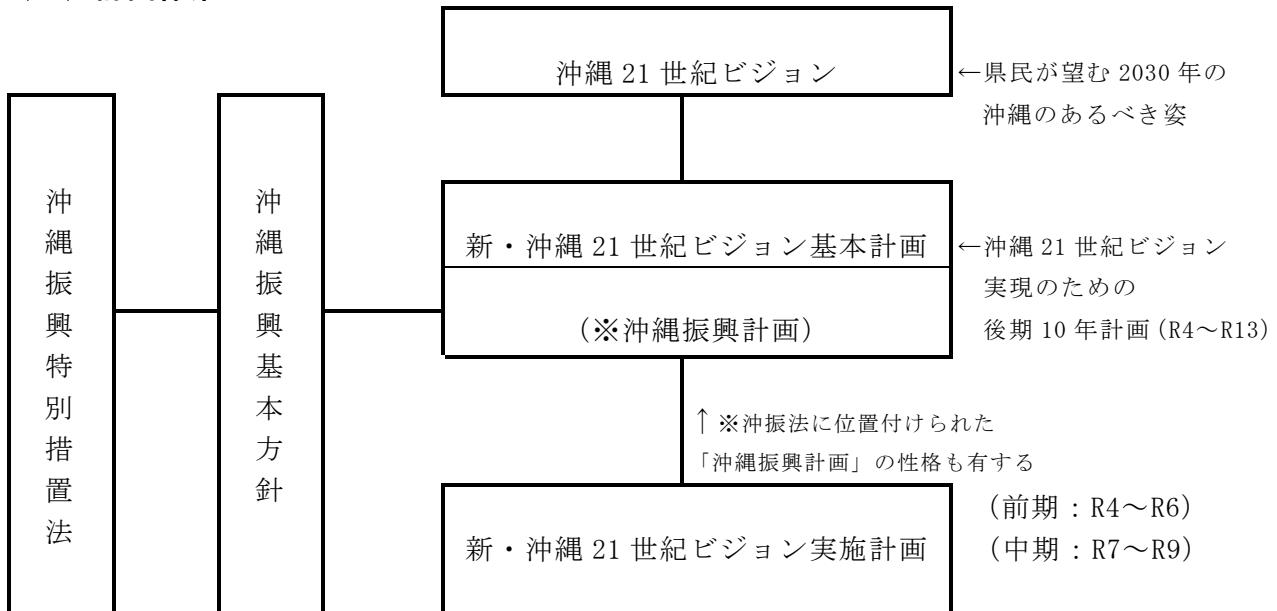
(収入)		(支出)	
	(単位:千円)		(単位:千円)
収益的収入	令和7年度 11,776,548	令和6年度 11,803,326	△ 0.2%
資本的収入	6,600,514	5,997,099	9.1%
計	18,377,062	17,800,425	3.1%
収益的支出	12,236,985	12,059,146	1.5%
資本的支出	7,903,104	7,250,584	8.3%
計	20,140,089	19,309,730	4.1%

下水道事業は、令和2年4月1日から地方公営企業法に基づく企業会計に移行した。これに伴い、特別会計は令和2年3月31日で廃止となっている。

流域下水道事業会計の予算は、下水道事業の運営にかかる収益的収支と、下水道施設等の建設改良にかかる資本的収支がある。市町村からの維持管理負担金等の収益的収入で施設を運営し、資本的支出にて流域下水道施設等の建設改良を行っている。

4 沖縄 21 世紀ビジョン 関連計画

(1) 計画体系



(2) 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）

- 平成 24 年 4 月からスタートした新たな沖縄振興特別措置法により、沖縄振興計画の策定主体が国から県に移行している（国は、沖縄振興の意義及び方向に関する事項等について定める「沖縄振興基本方針」を策定する）。
- 沖縄県では、2030 年を目指す基本構想である「沖縄 21 世紀ビジョン」（以下、ビジョン）で描いた県民が望む 5 つの将来像の実現を図るために、ビジョンの後期 10 年にあたる「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」（以下、基本計画）を令和 4 年 5 月に策定した。
- 基本計画は、これまでの沖縄振興分野を包含する総合的な計画であるとともに、沖縄振興特別措置法に位置付けられた「沖縄振興計画」としての性格を併せ持っている。
- 基本計画では、将来像の実現と SDGs の実現に向けて、社会・経済・環境の 3 つの枠組みの統合的取組による施策展開を図るために、基軸となる 3 つの基本方向を示し、36 の基本施策を明らかにしている。
 - ・平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成
 - ・世界とつながり、時代を切り拓く「強くしなやかな自立型経済」の構築
 - ・人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する「持続可能な海洋島しょ圏」の形成

(3) 新・沖縄 21 世紀ビジョン実施計画

- 基本計画の着実な推進を図るために、基本計画に位置付けた各基本施策を具体化するアクションプランとして「新・沖縄 21 世紀ビジョン実施計画」を策定し、各施策に係る取組を推進している。
 - ・前期は令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間（令和 4 年 9 月策定）
 - ・中期は令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間（令和 7 年 3 月策定）
 - ・後期は令和 10 年度から令和 13 年度までの 4 年間（予定）
- 各実施計画の構成は、基本計画の各章で示した「基本施策」、「克服すべき固有課題」、「県土のグランドデザインと圏域別展開」等に係る沖縄県の取組内容を記載している。

5 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画 将来像と基本施策

(1) 体系

第4章 基本施策	施 策 項 目
第1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島	<p>(1) 世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成</p> <p>(2) 自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用</p> <p>(3) 持続可能な海洋共生社会の構築</p> <p>(4) 沖縄文化の保存・継承・創造と更なる発展</p> <p>(5) 悅久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成</p>
第2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島	<p>(1) 子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進</p> <p>(2) 誰もが安心して子育てができる環境づくり</p> <p>(3) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保</p> <p>(4) あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり</p> <p>(5) 高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実</p> <p>(6) 多様性を尊重する共助・共創社会の実現</p> <p>(7) 安全・安心・快適に暮らせる生活基盤の充実・強化</p> <p>(8) 離島・過疎地域における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出</p> <p>(9) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決</p>
第3 希望と活力にあふれる豊かな島	<p>(1) 県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化</p> <p>(2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革</p> <p>(3) デジタル社会を支える情報通信関連産業の高度化・高付加価値化</p> <p>(4) アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積</p> <p>(5) 科学技術イノベーションの創出と次世代を担う持続可能な産業の振興</p> <p>(6) 沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出</p> <p>(7) 亜熱帯海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興</p> <p>(8) 地域を支える第2次産業と県産品の振興</p> <p>(9) 世界にはばたき躍動する「スポーツアイランド沖縄」の形成</p> <p>(10) 島々の資源・魅力を生かし、潜在力を引き出す産業振興</p> <p>(11) 誰もが安心して働く環境づくりと多様な人材の活躍促進</p> <p>(12) 持続可能な発展と県民生活を支える社会基盤の高度化及びネットワークの形成</p> <p>(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進</p>
第4 世界に開かれた交流共生の島	<p>(1) アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開</p> <p>(2) 沖縄を結び目とするグローバルな交流ネットワークの形成</p> <p>(3) 世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献</p> <p>(4) 離島を核とする交流の活性化と関係人口の創出</p>
第5 多様な能力を發揮し、未来を拓く島	<p>(1) 多様な学びの享受に向けた環境づくり</p> <p>(2) 「生きる力」を育む学校教育の充実</p> <p>(3) 多様な能力を育て、力強く未来を拓く人づくり</p> <p>(4) 人口減少に対応し、地域社会を支える人づくりと人材の確保</p> <p>(5) 新たな価値を創造し、産業を牽引する人づくりと人材の確保</p>

(注釈) アンダーラインは土木建築部関連施策

(2) 施策の概要（土木建築部関連の主な施策項目を抜粋）

第1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島

【世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成】

主要道路及び観光地へのアクセス道路等については、適正な植栽管理、飾花を行い、世界水準の観光地にふさわしい沿道景観の形成や、周辺環境と調和のとれた沖縄らしい風景づくりに重点的に取り組む。

【悠久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成】

首里城の復興に当たっては、正殿及び関連施設の復元過程の公開を行うとともに、「復興」の理念と道筋について、国内外へ積極的に情報発信し、県民や多くの方々の復興に対する継続的な関心につながるよう、観て、学び、楽しめる「見せる復興」に取り組む。

第2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島

【あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり】

社会基盤等の防災・減災対策については、予防的対策を含む既存施設の機能維持・強化対策をはじめ、地震対策、河川の治水・浸水対策、土砂災害対策、海岸の津波・高潮対策等に取り組む。社会基盤施設については、今後見込まれる膨大な施設の維持・更新を効果的かつ効率的に進めるため、ICTや非破壊検査技術等の新技術を積極的に活用するとともに、PPP/PFIも踏まえた民間活力の導入により、公共施設の長寿命化対策に取り組む。

【安全・安心・快適に暮らせる生活基盤の充実・強化】

都市公園の整備については、利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、自然環境の保全、温暖化防止対策としての環境緑化、緑と触れあう憩いの場の創出、レクリエーション活動の場の提供等を考慮し、適切な施設配置と効果的な空間形成に取り組むほか、官民連携による整備を推進する。

【離島・過疎地域における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出】

空港、港湾・漁港等の交通拠点間を相互に連結させるため、離島の地域特性に応じた道路整備を推進するとともに、MaaSや自動運転技術等の新技術の活用を含め、島内移動手段のシームレスな連携接続に取り組む。

第3 希望と活力にあふれる豊かな島

【アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積】

那覇港では、国際海上コンテナ輸送の中継拠点（サブハブ）として、取扱貨物量の更なる増加等に対応した外内貿ふ頭の拡充・再編や那覇港総合物流センターⅡ期・Ⅲ期等の関連施設の整備を推進するとともに、港湾機能の高度化に係る技術の導入等に取り組む。

【持続可能な発展と県民生活を支える社会基盤の高度化及びネットワークの形成】

沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶ幹線道路網（ハシゴ道路）、空港・港湾へのアクセス強化に資する重要物流道路や那覇都市圏の交通容量拡大、交通経路分散に寄与する2環状7放射道路の整備など体系的な幹線道路ネットワークの構築に取り組む。

(注釈) 上記は、文章の構成上割愛できない他部関係の項目が一部含まれている。

6 公共事業評価制度(事前評価、再評価、事後評価)

(1)公共事業評価について

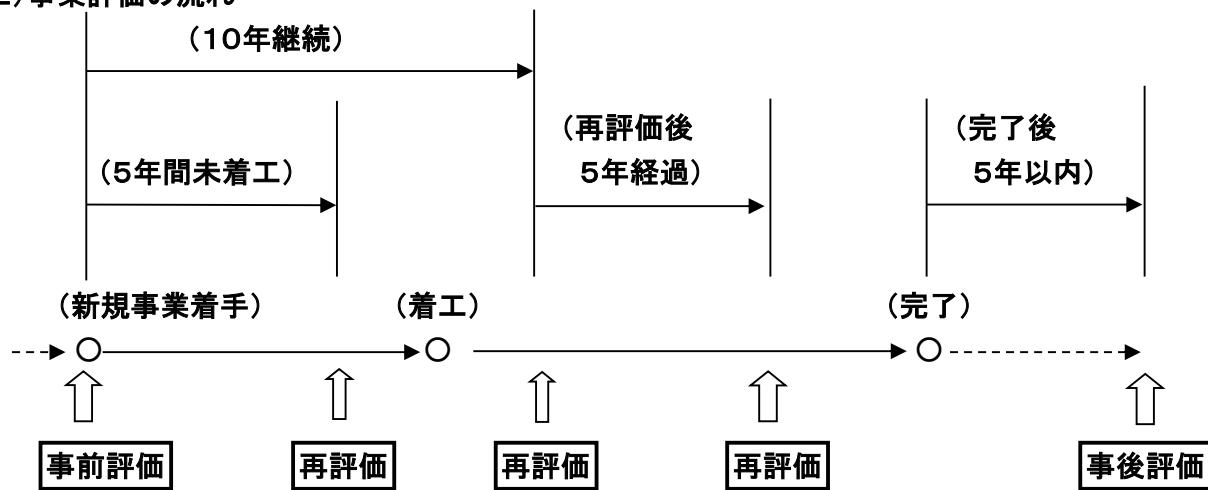
公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、一定の要件に該当する個別の公共事業について公共事業評価を行っている。

事前評価については、新規事業化に先立ち、部の意思決定を行う土木建築部調整会議により、事業の必要性及び効果を含め総合的に評価を実施している。

また、再評価及び事後評価については、学識経験者などで構成される沖縄県公共事業評価監視委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定している。

公共事業評価の実施結果等は、沖縄県ホームページのほか、行政情報センター(県庁2階)で閲覧できる。

(2)事業評価の流れ



(3)事業評価の対象事業

事前評価(H17年度から実施)

- ・予算化しようとする国庫補助事業、交付金事業等事業等
- ・1億円以上の県単独事業
- ・準備・計画に要する費用を国庫補助で予算化しようとする事業

再評価(H10年度から実施)

- ・事業採択後5年経過した時点で未着工の事業
- ・事業採択後10年経過して継続中の事業(国庫補助事業は5年)
- ・再評価実施後5年(下水道事業は10年)経過して継続中の事業

事後評価(H24年度から実施)

- ・事業完了後一定期間(5年以内)が経過した国庫補助事業
- ・事後評価後、改めて評価を行う必要があると判断した国庫補助事業

なお、再評価・事後評価とも、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により評価の実施の必要が生じた場合は評価の対象とすることが出来る。

(4)事業評価の視点

事前評価	①事業の必要性及び効果 ②事業の費用対効果 ③事業着手の熟度及び上位計画との整合性 ④事業実施に伴う環境への配慮
再評価	①事業を巡る社会情勢の変化 ②事業の投資効果 ③事業の進捗状況 ④事業の進捗の見込み ⑤事業効果の発現状況 ⑥コスト縮減や代替案立案等の可能性
事後評価	①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 ②事業の効果の発現状況 ③事業実施による環境の変化 ④社会経済情勢の変化 ⑤今後の事後評価の必要性 ⑥改善措置の必要性 ⑦同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

(5)事業評価の実施状況

年度	事前評価	再評価							事後評価		
		土木建築部	農林水産部	市町村	計	評価内容			計	評価内容	
						継続	休止	中止		評価完了	継続審議
H10	-	42	25	21	88	85	3	0	-	-	-
H11	-	7	13	11	31	31	0	0	-	-	-
H12	-	20	8	14	42	35	0	7	-	-	-
H13	-	12	16	19	47	46	0	1	-	-	-
H14	-	23	1	10	34	33	0	1	-	-	-
H15	-	23	3	3	29	29	0	0	-	-	-
H16	-	11	4	2	17	16	0	1	-	-	-
H17	2	11	3	7	21	21	0	0	-	-	-
H18	2	8	5	0	13	13	0	0	-	-	-
H19	2	13	2	0	15	15	0	0	-	-	-
H20	3	23	0	0	23	23	0	0	-	-	-
H21	7	9	2	0	11	9	2	0	-	-	-
H22	19	10	5	0	15	12	3	0	-	-	-
H23	6	6	5	0	11	11	0	0	-	-	-
H24	16	8	1	0	9	9	0	0	-	-	-
H25	15	7	1	0	8	8	0	0	-	-	-
H26	23	10	1	0	11	11	0	0	-	-	-
H27	6	12	0	0	12	12	0	0	-	-	-
H28	12	9	1	0	10	10	0	0	1	1	0
H29	13	14	7	0	21	16	0	5	-	-	-
H30	10	17	3	0	20	20	0	0	1	1	0
R1	3	11	4	0	15	15	0	0	-	-	-
R2	4	8	4	0	12	12	0	0	1	1	0
R3	1	16	4	0	20	20	0	0	-	-	-
R4	3	12	4	0	16	16	0	0	-	-	-
R5	5	20	6	0	26	26	0	0	-	-	-
R6	4	15	5	0	20	20	0	0	-	-	-
合計	156	377	133	87	597	574	8	15	3	3	0

※平成13年度までは事業を抽出審議し、対象事業を全評価している。

※市町村事業の再評価は、市所管は平成14年度から、町村所管は平成18年度から各市町村で独自に実施している。

第2 建設業

第2 建設業

1 建設業

(1) 許可（登録）業者の推移

県内に主たる営業所をもつ建設業許可業者数の推移は次表のとおりである。

全般的には、昭和47年の本土復帰以降は沖縄振興開発計画による社会資本整備のための公共投資の増加を背景として許可業者は急増した。特に、元請指向の高い特定建設業者は、建設業者全体の増加率を大きく上回っている。許可業者数は、復帰以降、緩やかに増加していたが、平成12年の5,640業者をピークに減少に転じた。その後、国の経済対策等の影響で倒産件数が減少したこと等から、平成22年には4,926業者まで若干増加した後は平成25年まで再び減少傾向が続いているが、平成26年以降は国の公共事業の増加等の影響により微増加傾向にある。

なお、組織別には法人化が進んでいるものの、経営規模で資本金1億円未満の企業が約99%を占めており、県内業者の中小零細性が窺える状況となっている。

建設業許可業者数の推移

(令和7年3月31日現在)

年		平成 12	平成 22	平成 25	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
許可業者	一般	(7) 5,587	(4) 4,675	(5) 4,336	(8) 4,520	(8) 4,647	(8) 4,767	(8) 4,869	(7) 4,959	(8) 5,051	(9) 5,125
	特定	(7) 999	(5) 1,008	(4) 926	(6) 914	(6) 919	(6) 931	(7) 936	(7) 946	(8) 961	(7) 967
	純計	(8) 5,632	(6) 4,920	(6) 4,594	(11) 4,798	(11) 4,931	(11) 5,073	(13) 5,188	(12) 5,276	(13) 5,386	(13) 5,471
合計		5,640	4,926	4,600	4,809	4,942	5,084	5,201	5,288	5,399	5,484

(注1) 建設業許可は工事1件の請負額が500万円（建築工事は1,500万円）以上となる場合に必要。特定建設業とは下請額が5,000万円（建築工事は8,000万円）以上となる下請契約を締結して施工しようとする者が受けるものであり、それ以外は一般建設業となる。

(注2) ()は大臣許可業者数・外数、純計は一般建設業と特定建設業の両方の許可を受けているものについて相殺した業者数。合計は大臣許可を含む業者実数。

経営組織別、資本金階層別業者数

(令和7年3月31日現在)

区分	合計	個人	法人	(資本金階層別)							
				200万未満	200万以上500万未満	500万以上1千万未満	1千万以上5千万未満	5千万以上1億未満	1億以上10億未満	10億以上	
大臣許可	13	0	13	0	0	2	8	0	2	1	
知事許可	5,471	1,034	4,437	433	887	1,210	1,775	97	32	3	
総計	5,484	1,034	4,450	433	887	1,212	1,783	97	34	4	
構成比(%)	100.0	18.9	81.1	7.9	16.2	22.1	32.5	1.7	0.6	0.1	

(注) 2以上の都道府県に営業所を置く場合には大臣許可、1つの都道府県のみの場合は知事許可

経営組織別業者の推移

(令和7年3月31日現在)

		R3		R4		R5		R6		R7	
業者数 合計		5,084	100.0%	5,201	100.0%	5,288	100.0%	5,399	100.0%	5,484	100.0%
個人	個人	1,074	21.1%	1,068	20.5%	1,050	19.9%	1,043	19.3%	1,034	18.9%
	法人	4,010	78.9%	4,133	79.5%	4,238	80.1%	4,356	80.7%	4,450	81.1%

(2) 元請完成工事高

本県における元請完成工事高（建設業者（県外業者を含む。）が発注者（施主）から直接受注した建設工事の完成工事高）の推移は、次のとおりである。

元請完成工事高の推移

(単位：%、百万円)

区分 年度	総数	工事区分別			発注者区分別		業種別		
		土木工事	建築工事	機械設置工事	民間発注工事	公共発注工事	総合工事業	職別工事業	設備工事業
28	(100.0) 580,568	(32.4) 188,364	(58.6) 340,096	(9.0) 52,109	(56.0) 325,256	(44.0) 255,312	(79.4) 460,849	(3.6) 20,903	(17.0) 98,816
29	(100.0) 566,169	(30.2) 171,129	(62.0) 351,263	(7.8) 43,777	(58.6) 331,691	(41.4) 234,478	(82.6) 467,875	(3.8) 21,366	(13.6) 76,928
30	(100.0) 687,388	(28.7) 197,080	(65.2) 448,516	(6.1) 41,792	(63.4) 435,746	(36.6) 251,642	(83.3) 527,688	(3.3) 22,377	(13.4) 92,323
R1	(100.0) 762,054	(29.0) 220,778	(64.2) 488,981	(6.8) 52,295	(63.1) 481,138	(36.9) 280,916	(82.8) 631,287	(2.3) 17,169	(14.9) 113,598
R2	(100.0) 1,030,875	(29.4) 302,791	(61.4) 632,800	(9.2) 95,284	(64.2) 661,876	(35.8) 368,999	(79.7) 821,536	(4.7) 48,882	(15.6) 160,457
R3	(100.0) 978,271	(32.3) 315,624	(58.9) 576,330	(8.8) 86,316	(60.6) 592,764	(39.4) 385,507	(79.1) 773,449	(3.9) 38,459	(17.0) 166,364
R4	(100.0) 956,346	(31.3) 299,193	(60.6) 579,308	(8.1) 77,845	(59.7) 571,375	(40.3) 384,971	(81.7) 781,511	(2.7) 26,100	(15.6) 148,735
R5	(100.0) 1,025,417	(32.1) 329,268	(59.1) 606,110	(8.8) 90,039	(56.6) 580,427	(43.4) 444,990	(81.1) 831,158	(3.9) 39,644	(15.1) 154,615

(全国)

30	(100.0) 59,751,213	(25.4) 15,181695	(62.5) 37,353,190	(12.1) 7,216,327	(73.5) 43,899,682	(26.5) 15,851,531	(72.5) 43,317,196	(5.4) 3,251,021	(22.1) 13,182,995
R1	(100.0) 61,318,532	(26.2) 16,081,143	(62.2) 38,161,237	(11.6) 7,076,152	(72.4) 44,367,148	(27.6) 16,951,384	(73.0) 44,758,417	(5.2) 3,163,870	(21.8) 13,396,245
R2	(100.0) 75,658,916	(26.5) 20,043,387	(61.4) 46,425,854	(12.1) 9,189,674	(71.9) 54,388,089	(28.1) 21,270,827	(72.6) 54,931,702	(5.6) 4,265,063	(21.8) 16,462,151
R3	(100.0) 76,737,312	(26.3) 20,153,910	(61.7) 47,338,485	(12.0) 9,244,916	(71.8) 55,076,260	(28.2) 21,661,052	(71.8) 55,117,328	(6.2) 4,725,769	(22.0) 16,894,215
R4	(100.0) 82,516,664	(25.4) 20,958,564	(62.9) 51,875,599	(11.7) 9,682,501	(73.6) 60,701,232	(26.4) 21,815,432	(73.3) 60,475,169	(6.3) 5,207,531	(20.4) 16,833,964
R5	(100.0) 89,976,292	(24.9) 22,406,445	(62.5) 56,218,653	(12.6) 11,351,194	(73.6) 66,246,258	(26.4) 23,730,034	(72.5) 65,199,936	(6.0) 5,414,121	(21.5) 19,362,235

注) 四捨五入の関係で、計数には不整合を生じる場合がある。

注) 令和2年度分より欠陥値補完あり（未回収業者のうち、実績があると考えられる業者相当分を補完。

詳細は、国土交通省HP（建設工事統計調査）を参照）。

(第10表「業種別、施工都道府県別一施工業者数、元請完成工事高」より抜粋)

(3) 建設業就業者数の推移

総務省統計局等の労働力調査に基づく産業別就業者の推移をみると次のとおりである。

全産業に占める建設業の就業者数の比率を令和6年でみた場合、沖縄県が8.9%、全国平均が7.1%と、全国平均よりも高い状況が続いている。

建設業就業者数の推移（年平均）

区分	年	平成 28	平成 29	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
全国 単位 万人	全産業(A)	6,440	6,530	6,664	6,724	6,676	6,667	6,723	6,738	6,772
	建設業(B)	492	498	503	499	492	482	479	487	479
	B/A(%)	7.6	7.6	7.5	7.4	7.4	7.2	7.1	7.2	7.1
沖縄県 単位 千人	全産業(A)	679	691	707	726	727	730	745	758	767
	建設業(B)	70	67	70	72	69	71	69	67	68
	B/A(%)	10.3	9.7	9.9	9.9	9.4	9.7	9.3	8.8	8.9

出典：県統計課 「労働力調査」
総務省統計局 「労働力調査」

(4) 入札参加資格の登録状況

ア 県が発注する建設工事の指名競争入札参加者の登録については、昭和58年度から隔年実施となり、2年ごとに定期の格付と追加格付の方法で行っている。年度別の入札参加資格者数は次のとおりとなっている（偶数年度は追加分）。

建設工事入札参加資格者数の推移（表の業者数は年度当初の数）

年度	区分	合計	県外業者	県内業者 (A)	許可業者数(B) ※各年3月末時点	A/B 建設業者が入札参加資格を所有している割合 (%)
平成27年		2,548	343	2,205	4,699	46.9
平成28年		132	29	103		
平成29年		2,458	340	2,119	4,712	45.0
平成30年		149	26	123		
令和1年		2,400	340	2,073	4,809	43.1
令和2年		127	31	96		
令和3年		2,387	359	2,028	5,084	39.9
令和4年		100	29	71		
令和5年		2,318	350	1,968	5,288	37.2
令和6年		101	29	72		
令和7年		2,202	344	1,858	5,484	33.9

イ 土木建築部は、建設工事等に関する測量、建築設計及びコンサルタント業務等の委託業務の適正を図るために、「測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」を作成しており、登録状況は次のとおりである。

平成5年から隔年実施となり、偶数年度は追加分である。

建設コンサルタント業務等入札参加資格者の推移 (各年4月時点)

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
県内業者	656	43	652	30	629	29	639	29	623	24	583
県外業者	268	15	270	15	277	14	292	35	307	19	322
合 計	924	58	922	45	906	43	931	64	930	43	905

業種別登録業者数

業種	県内			県外			計		
	令和 3	令和 5	令和 7	令和 3	令和 5	令和 7	令和 3	令和 5	令和 7
測量	236	227	223	136	135	141	372	362	364
土木関係コンサルタント業務	223	222	213	219	220	232	442	442	445
地質調査業務	187	188	185	92	89	93	279	277	278
補償関係コンサルタント業務	158	136	120	57	52	51	215	188	171
建築関係コンサルタント業務	315	297	266	149	160	157	464	457	423
調査業務	268	265	267	100	103	106	368	368	373
<純計>	639	623	583	292	307	322	931	930	905

注：一つの業者が複数の業種に登録できることから、業種の合計と純計（業者数）は一致しない。

(5) 経営事項審査について

経営事項審査制度とは、決算期末における建設業者の経営状況、経営規模、技術的能力等の客観的事項について行われる企業評価制度であり、昭和36年の建設業法の改正により法制化された。

また、一定の公共性のある施設または工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負うことを希望する建設業者は、経営事項審査を受けておく必要がある。

(6) 建設産業ビジョン

ア ビジョン策定の目的

建設産業は、人々の生活に欠かすことのできない道路、河川、港などの社会資本を整備し、地域の雇用の受け皿になるなど、沖縄県の重要な産業となっている。さらに、今後は社会基盤の維持管理や災害時における地域の守り手として、地域社会の安全・安心を確保するなどの役割や重要性を再認識する必要がある。

しかし、県内の建設産業は、入域観光客数の増加を背景に建設投資が増加傾向にあり、建設

業者数もかつての減少傾向から脱しているものの、少子高齢化の進行等による人材の確保が喫緊の課題となっている。

「沖縄県建設産業ビジョン 2018」は、将来にわたり重要な役割を担う建設産業の持続可能な発展を推進するために、建設企業、業界団体、行政機関の各主体が、それぞれの責務と役割を十分に認識するとともに連携を図りながら、各種取組を連携・協働のもと総合的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に平成 30 年 3 月に策定された。

イ ビジョンの位置づけ

本ビジョンは「沖縄 21 世紀ビジョン」や「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画・実施計画」を上位計画として、建設産業に係る取組を総合的かつ計画的に推進するための総合指針としている。

(7) 建設工事紛争審査会

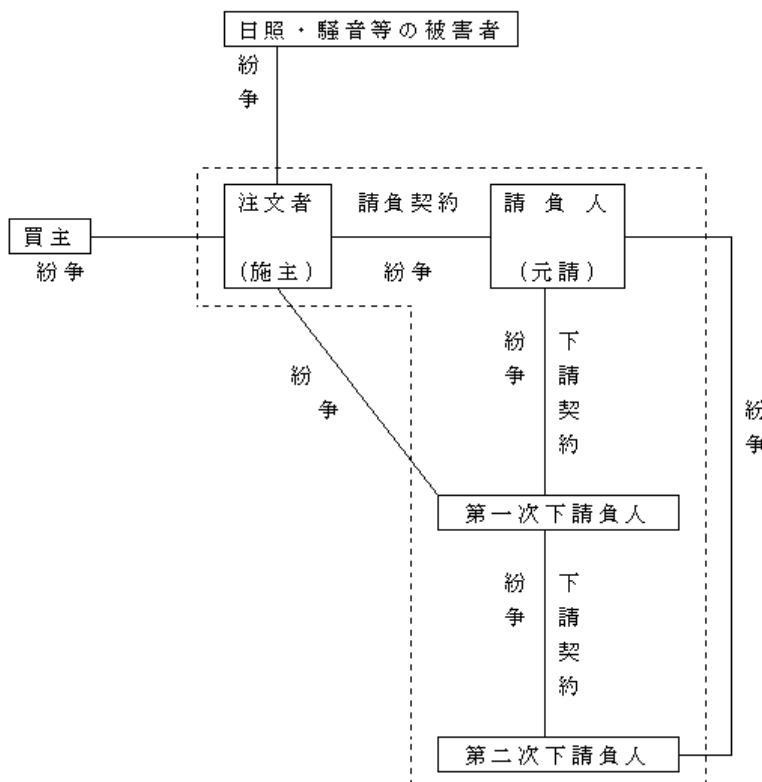
ア 沖縄県建設工事紛争審査会の概要

建設工事紛争審査会は、建設工事の請負契約に関する紛争について、専門家により、公正・中立な立場に立って、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法第 25 条に規定に基づき設置された公的機関である。

手続としては、「あっせん」、「調停」、「仲裁」の 3 種類があり、事件の内容、解決の難しさ、緊急性などにより、申請者が選択することになっている。

イ 沖縄県建設工事紛争審査会の取り扱う範囲

審査会で取り扱う紛争は、建設工事の請負契約に関する紛争である。



* 点線内だけが審査会の取り扱う紛争の範囲であり、点線の枠外の紛争は審査会の対象とならないことを示す。

ウ 建設工事紛争審査会の申請件数

年 度	あっせん	調 停	仲 裁	合 計
平成26年度	0	1	0	1
平成27年度	0	1	0	1
平成28年度	0	2	1	3
平成29年度	0	0	0	0
平成30年度	0	1	2	3
令和1年度	0	0	2	2
令和2年度	0	3	2	5
令和3年度	0	2	0	2
令和4年度	0	1	0	1
令和5年度	0	2	2	4
令和6年度	0	0	0	0

全国許可業者数調べ

(令和7年3月末現在)

所在地	区分	大臣	知事	合計
北海道		160	19,426	19,586
青森県		55	5,270	5,325
岩手県		59	4,058	4,117
宮城県		190	8,282	8,472
秋田県		44	3,619	3,663
山形県		78	4,409	4,487
福島県		111	8,552	8,663
茨城県		118	11,639	11,757
栃木県		79	7,260	7,339
群馬県		116	7,322	7,438
埼玉県		430	24,162	24,592
千葉県		271	18,863	19,134
東京都		2,703	41,952	44,655
神奈川県		539	28,925	29,464
新潟県		122	9,262	9,384
富山県		133	4,835	4,968
石川県		129	5,353	5,482
福井県		69	3,876	3,945
山梨県		32	3,501	3,533
長野県		89	7,585	7,674
岐阜県		165	8,862	9,027
静岡県		186	13,585	13,771
愛知県		616	27,591	28,207
三重県		99	7,309	7,408
滋賀県		81	5,600	5,681
京都府		220	11,384	11,604
大阪府		1,511	40,134	41,645
兵庫県		381	19,668	20,049
奈良県		64	4,825	4,889
和歌山县		71	4,509	4,580
鳥取県		38	2,107	2,145
島根県		47	2,608	2,655
岡山県		151	7,167	7,318
広島県		272	11,820	12,092
山口県		94	5,689	5,783
徳島県		42	3,003	3,045
香川県		93	3,976	4,069
愛媛県		59	5,641	5,700
高知県		23	2,941	2,964
福岡県		419	21,526	21,945
佐賀県		65	3,122	3,187
長崎県		54	4,984	5,038
熊本県		77	6,971	7,048
大分県		49	4,620	4,669
宮崎県		45	4,245	4,290
鹿児島県		69	5,660	5,729
沖縄県		13	5,471	5,484
合計		10,531	473,169	483,700

国土交通省資料（令和7年5月16日発表）

業種別資本金階層別大臣・知事許可業者（特定建設業者）数調

沖縄県

令和7年3月末現在

	個人	200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1千万円未満	1千万以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	法人計	合計
土木工事業	0	0	0	0	679	44	19	1	743	743
建築工事業	0	0	0	0	405	38	17	1	461	461
大工工事業	0	0	0	0	364	31	16	1	412	412
左官工事業	0	0	0	0	271	19	12	0	302	302
とび・土工工事業	0	0	0	0	690	41	18	1	750	750
石工事業	0	0	0	0	587	35	14	0	636	636
屋根工事業	0	0	0	0	321	29	15	0	365	365
電気工事業	1	0	0	0	185	18	8	1	212	213
管工事業	1	0	0	0	233	18	9	1	261	262
タイル・れんが・ブロック工事業	0	0	0	0	319	29	14	0	362	362
鋼構造物工事業	0	0	0	0	646	43	17	1	707	707
鉄筋工事業	0	0	0	0	268	19	12	1	300	300
舗装工事業	0	0	0	0	657	38	16	1	712	712
しゅんせつ工事業	0	0	0	0	562	32	14	1	609	609
板金工事業	0	0	0	0	252	20	12	0	284	284
ガラス工事業	0	0	0	0	257	19	12	0	288	288
塗装工事業	0	0	0	0	558	34	15	1	608	608
防水工事業	0	0	0	0	295	25	13	1	334	334
内装仕上工事業	0	0	0	0	356	32	15	1	404	404
機械器具設置工事業	0	0	0	0	40	8	2	1	51	51
熱絶縁工事業	0	0	0	0	244	19	11	1	275	275
電気通信工事業	0	0	0	0	25	5	2	2	34	34
造園工事業	0	0	0	0	98	4	3	0	105	105
さく井工事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建具工事業	0	0	0	0	279	21	12	0	312	312
水道施設工事業	0	0	0	0	652	41	18	1	712	712
消防施設工事業	0	0	0	0	4	1	0	1	6	6
清掃施設工事業	0	0	0	0	2	2	0	0	4	4
解体工事業	0	0	0	0	474	30	14	1	519	519
合計	2	0	0	0	9,723	695	330	20	10,768	10,770
1業種	0	0	0	0	112	6	0	1	119	119
2業種	1	0	0	0	43	6	2	0	51	52
3業種	0	0	0	0	16	2	2	0	20	20
4業種	0	0	0	0	14	3	1	0	18	18
5業種	0	0	0	0	11	2	1	0	14	14
6業種	0	0	0	0	31	4	0	0	35	35
7業種	0	0	0	0	52	1	0	0	53	53
8業種	0	0	0	0	81	4	1	0	86	86
9業種	0	0	0	0	111	6	1	0	118	118
10業種	0	0	0	0	44	2	1	0	47	47
11業種	0	0	0	0	31	0	0	0	31	31
12業種	0	0	0	0	14	1	0	0	15	15
13業種	0	0	0	0	22	1	0	0	23	23
14業種	0	0	0	0	25	4	0	0	29	29
15業種	0	0	0	0	11	2	0	0	13	13
16業種	0	0	0	0	20	4	1	0	25	25
17業種	0	0	0	0	18	0	1	0	19	19
18業種	0	0	0	0	5	0	1	0	6	6
19業種	0	0	0	0	15	0	0	1	16	16
20業種	0	0	0	0	53	6	4	0	63	63
21業種	0	0	0	0	94	6	4	0	104	104
22業種	0	0	0	0	30	2	1	0	33	33
23業種	0	0	0	0	23	1	1	0	25	25
24業種	0	0	0	0	7	1	1	0	9	9
25業種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26業種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27業種	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
28業種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29業種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	0	884	64	23	2	973	974
兼業者数	0	0	0	0	287	43	17	2	349	349

※データは「国土交通省建設業課許可係」より提供

業種別資本金階層別大臣・知事許可業者（一般建設業者）数調

沖縄県

令和7年3月末現在

	個人	200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1千万円未満	1千万以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	法人計	合計	
土木工事業	234	141	328	518	624	20	2	0	1,633	1,867	
建築工事業	203	123	256	404	533	21	6	1	1,344	1,547	
大工工事業	223	104	213	297	273	18	6	0	911	1,134	
左官工事業	105	38	103	154	125	9	4	0	433	538	
とび・土工工事業	387	206	422	647	681	29	6	0	1,991	2,378	
石工事業	257	148	365	557	715	26	8	0	1,819	2,076	
屋根工事業	102	81	161	234	230	15	7	0	728	830	
電気工事業	108	60	152	184	237	11	5	0	649	757	
管工事業	106	63	148	212	424	18	10	1	876	982	
タイル・れんが・ブロック工事業	120	82	174	243	248	16	7	0	770	890	
鋼構造物工事業	213	154	332	495	485	15	7	0	1,488	1,701	
鉄筋工事業	102	53	98	124	91	4	4	0	374	476	
舗装工事業	228	139	311	508	615	20	4	0	1,597	1,825	
しゅんせつ工事業	151	117	239	368	405	16	3	0	1,148	1,299	
板金工事業	61	39	88	129	122	8	5	0	391	452	
ガラス工事業	71	39	88	143	129	9	4	0	412	483	
塗装工事業	158	91	182	289	232	15	4	0	813	971	
防水工事業	99	50	119	173	135	9	4	0	490	589	
内装仕上工事業	203	114	221	304	278	16	7	0	940	1,143	
機械器具設置工事業	6	2	19	29	91	7	6	0	154	160	
熱絶縁工事業	59	37	87	129	126	8	4	0	391	450	
電気通信工事業	7	9	40	29	90	4	2	0	174	181	
造園工事業	17	9	23	58	149	3	3	0	245	262	
さく井工事業	1	0	2	4	1	0	0	0	7	8	
建具工事業	84	38	108	155	153	12	5	0	471	555	
水道施設工事業	222	126	305	498	623	20	3	0	1,575	1,797	
消防施設工事業	13	9	20	34	151	15	5	0	234	247	
清掃施設工事業	0	0	0	0	6	0	0	0	6	6	
解体工事業	73	86	125	204	205	13	0	0	633	706	
合計	3,613	2,158	4,729	7,123	8,177	377	131	2	22,697	26,310	
取 得 業 種 数 別 業 者 数	1業種	585	174	328	401	380	20	7	2	1,312	1,897
	2業種	131	55	102	138	213	12	6	0	526	657
	3業種	20	16	19	26	88	4	2	0	155	175
	4業種	5	8	10	9	61	3	0	0	91	96
	5業種	33	20	37	58	83	4	0	0	202	235
	6業種	32	9	53	69	91	2	3	0	227	259
	7業種	65	28	68	80	123	6	0	0	305	370
	8業種	48	32	80	118	105	5	2	0	342	390
	9業種	30	25	52	94	87	1	0	0	259	289
	10業種	12	15	24	36	57	1	0	0	133	145
	11業種	3	5	11	19	32	4	0	0	71	74
	12業種	26	6	20	34	36	1	0	0	97	123
	13業種	5	8	15	25	17	0	1	0	66	71
	14業種	5	1	8	3	16	0	0	0	28	33
	15業種	2	3	1	3	6	0	0	0	13	15
	16業種	5	3	17	22	7	0	0	0	49	54
	17業種	11	11	11	12	7	0	0	0	41	52
	18業種	2	0	4	4	11	1	1	0	21	23
	19業種	0	2	3	9	7	1	0	0	22	22
	20業種	8	3	9	20	18	2	1	0	53	61
	21業種	5	8	9	23	16	1	1	0	58	63
	22業種	1	1	5	2	5	1	0	0	14	15
	23業種	0	0	1	5	7	0	0	0	13	13
	24業種	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2
	25業種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26業種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	27業種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	28業種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	29業種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,034	433	887	1,212	1,473	69	24	2	4,100	5,134	
兼業業者数	186	146	295	385	633	52	21	2	1,534	1,720	

※データは「国土交通省建設業課許可係」より提供

業種別資本金階層別大臣・知事許可業者（特定・一般建設業者）数調

沖縄県

令和7年3月末現在

	個人	200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1千万円未満	1千万以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	法人計	合計	
土木工事業	234	141	328	518	1,303	64	21	1	2,376	2,610	
建築工事業	203	123	256	404	938	59	23	2	1,805	2,008	
大工工事業	223	104	213	297	637	49	22	1	1,323	1,546	
左官工事業	105	38	103	154	396	28	16	0	735	840	
とび・土工工事業	387	206	422	647	1,371	70	24	1	2,741	3,128	
石工事業	257	148	365	557	1,302	61	22	0	2,455	2,712	
屋根工事業	102	81	161	234	551	44	22	0	1,093	1,195	
電気工事業	109	60	152	184	422	29	13	1	861	970	
管工事業	107	63	148	212	657	36	19	2	1,137	1,244	
タイル・れんが・ブロック工事業	120	82	174	243	567	45	21	0	1,132	1,252	
鋼構造物工事業	213	154	332	495	1,131	58	24	1	2,195	2,408	
鉄筋工事業	102	53	98	124	359	23	16	1	674	776	
舗装工事業	228	139	311	508	1,272	58	20	1	2,309	2,537	
しゅんせつ工事業	151	117	239	368	967	48	17	1	1,757	1,908	
板金工事業	61	39	88	129	374	28	17	0	675	736	
ガラス工事業	71	39	88	143	386	28	16	0	700	771	
塗装工事業	158	91	182	289	790	49	19	1	1,421	1,579	
防水工事業	99	50	119	173	430	34	17	1	824	923	
内装仕上工事業	203	114	221	304	634	48	22	1	1,344	1,547	
機械器具設置工事業	6	2	19	29	131	15	8	1	205	211	
熱絶縁工事業	59	37	87	129	370	27	15	1	666	725	
電気通信工事業	7	9	40	29	115	9	4	2	208	215	
造園工事業	17	9	23	58	247	7	6	0	350	367	
さく井工事業	1	0	2	4	1	0	0	0	7	8	
建具工事業	84	38	108	155	432	33	17	0	783	867	
水道施設工事業	222	126	305	498	1,275	61	21	1	2,287	2,509	
消防施設工事業	13	9	20	34	155	16	5	1	240	253	
清掃施設工事業	0	0	0	0	8	2	0	0	10	10	
解体工事業	73	86	125	204	679	43	14	1	1,152	1,225	
合計	3,615	2,158	4,729	7,123	17,900	1,072	461	22	33,465	37,080	
取 得 業 種 数 別 業 者 数	1業種	585	174	328	401	187	9	4	3	1,106	1,691
	2業種	131	55	102	138	102	5	1	0	403	534
	3業種	20	16	19	26	46	7	0	0	114	134
	4業種	5	8	10	9	33	2	1	0	63	68
	5業種	33	20	37	58	75	3	1	0	194	227
	6業種	31	9	53	69	86	4	4	0	225	256
	7業種	65	28	68	80	133	3	0	0	312	377
	8業種	49	32	80	118	158	6	2	0	396	445
	9業種	30	25	52	94	160	8	1	0	340	370
	10業種	12	15	24	36	134	4	2	0	215	227
	11業種	3	5	11	19	101	7	0	0	143	146
	12業種	26	6	20	34	82	2	0	0	144	170
	13業種	5	8	15	25	49	1	1	0	99	104
	14業種	5	1	8	3	38	4	0	0	54	59
	15業種	2	3	1	3	21	4	0	0	32	34
	16業種	5	3	17	22	34	4	0	0	80	85
	17業種	11	11	11	12	20	1	1	0	56	67
	18業種	2	0	4	4	19	0	3	0	30	32
	19業種	0	2	3	9	13	0	0	1	28	28
	20業種	8	3	9	20	49	6	3	0	90	98
	21業種	5	8	9	23	112	8	2	0	162	167
	22業種	1	1	5	2	53	5	2	0	68	69
	23業種	0	0	1	5	59	2	1	0	68	68
	24業種	0	0	0	2	13	1	2	0	18	18
	25業種	0	0	0	0	3	1	2	0	6	6
	26業種	0	0	0	0	2	0	1	0	3	3
	27業種	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
	28業種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	29業種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,034	433	887	1,212	1,783	97	34	4	4,450	5,484	
兼業業者数	186	146	295	385	747	71	27	4	1,675	1,861	

※データは「国土交通省建設業課許可係」より提供

令和7・8年度建設工事入札参加資格者の内訳（基準年）

県内業者

●格付け 5 業種

土木工事業

	特A	A	B	C	D	計
南部	26	87	48	86	97	344
中部	24	70	37	63	83	277
北部	7	64	25	50	66	212
宮古	0	38	10	20	49	117
八重山	1	18	19	20	34	92
計	58	277	139	239	329	1,042

建築工事業

	特A	A	B	C	D	計
南部	30	34	31	35	76	206
中部	29	34	31	31	64	189
北部	8	16	29	30	45	128
宮古	0	6	7	7	21	41
八重山	1	10	6	3	11	31
計	68	100	104	106	217	595

電気工事業

	A	B	C	計
南部	63	48	31	142
中部	73	64	37	174
北部	30	28	21	79
宮古	10	7	4	21
八重山	13	10	3	26
計	189	157	96	442

管工事業

	A	B	C	計
南部	69	53	46	168
中部	73	47	50	170
北部	33	29	39	101
宮古	12	7	6	25
八重山	11	11	6	28
計	198	147	147	492

舗装工事業

	A	B	計
南部	54	25	79
中部	44	21	65
北部	31	7	38
宮古	21	8	29
八重山	13	8	21
計	163	69	232

●その他の 24 業種

	(大)	(左)	(と)	(石)	(屋)	(タ)	(鋼)	(筋)	(し)	(板)	(ガ)	(塗)	(防)	(内)	(機)
南部	6	2	124	11	8	6	33	2	36	1	3	120	73	56	57
中部	6	5	140	5	6	9	41	0	20	3	4	94	59	36	68
北部	0	0	25	2	0	1	8	1	20	0	0	10	4	7	3
宮古	0	1	0	2	0	0	1	0	1	0	0	10	7	4	1
八重山	0	0	4	2	1	0	0	1	3	0	0	8	6	0	0
計	12	8	293	22	15	16	83	4	80	4	7	242	149	103	129

	(絶)	(通)	(園)	(井)	(具)	(水)	(消)	(清)	(解)	合計
南部	2	47	41	3	20	127	52	3	173	1,006
中部	3	64	48	0	14	126	45	5	175	976
北部	0	6	63	0	0	98	7	0	125	380
宮古	0	2	15	0	0	3	4	0	28	79
八重山	0	1	15	0	0	9	2	0	19	71
計	5	120	182	3	34	363	110	8	520	2,512

発注の標準となる請負工事金額

等級 業種別 金額	土木一式工事及び 建築一式工事	電気工事 及び 管工事	ほ装工事
	請負工事金額	請負工事金額	請負工事金額
特 A 級	1 億 5 千万円以上		
A 級	5 千万円以上 1 億 5 千万円未満	1 千 5 百万円以上	1 千 5 百万円以上
B 級	2 千 5 百万円以上 5 千万円未満	6 百万円以上 1 千 5 百万円未満	1 千 5 百万円未満
C 級	1 千万円以上 2 千 5 百万円未満	6 百万円未満	
D 級	1 千万円未満		

2 公共工事に係る入札・契約制度について

公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発展を図ることを目的として「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うための「公共工事の品質確保に関する法律」の趣旨に沿って、入札・契約制度の透明性・公平性・競争性の確保向上のため取り組んでいる。

主な取り組みとして、一般競争入札の適用範囲の拡大、総合評価方式一般競争入札の改善・拡充、予定価格等の事後公表、電子入札の全面導入等である。

その他、入札契約手続きの透明性を確保するための第三者機関として「沖縄県公共工事入札契約適正化委員会」を設置し、入札の適正化に関する事項について調査・審議を受けている。

(1) 基本的な考え方

入札・契約の適正化を促進するため、①透明性の確保、②公正な競争の促進、③適正な施工の確保、④不正行為の排除の徹底を基本原則とし、次のとおり取り組んでいる。

ア 発注者の恣意性を排除した制度を採用するとともに各要領の改正及びホームページ等による公表により手続きの客觀性を高めること。

イ 競争性が發揮されやすい条件整備を行うことにより、入札談合等の不正を排除すること。

ウ 県内企業への優先発注に配慮するとともに、島しょ県である本県の地域特性についても勘案すること。

(2) 現行の入札・契約制度

ア 一般競争入札方式

一般競争入札方式とは、競争に付する工事の概要等を示した公告をし、希望者全てを競争に参加させ、最も低価格の入札者（土木建築部の場合、最低制限価格又は失格基準価格以上の入札者）を落札者とする契約方式のこと。

(ア) 基準額

設計金額（消費税込み）が5千万円以上の工事とする。

(イ) 条件設定

実施に際しては、確実な工事の履行と品質の担保を図るため、対象工事毎に、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき過去の同種工事の実績、十分な資格・経験を有する技術者の配置等、一定の条件を設定することとし、基本的事項について「沖縄県発注の建設工事に係る一般競争入札実施要領」において定める。

イ 指名競争入札方式

指名競争入札方式とは、発注者があらかじめ競争参加希望者の資格審査を実施しておき、具体的な工事発注が予定される場合に、その有資格名簿の中から、等級・技術的適正・地理的条件等からみて適當と認められる特定の業者を多数指名して競争させる契約方式のこと。

(ア) 基準額

設計金額（消費税込み）が5千万円未満の工事とする。

(イ) 条件設定

建設工事入札参加資格者名簿に登載された有資格者の中から、指名及び受注の状況等を勘案し、「沖縄県土木建築部建設工事請負業者指名基準及び指名審査会等に関する要領」に基づき指名を行う。

ウ 隨意契約

発注者が請負業者を選定するのに競争入札の方法ではなく、任意に選定した特定の者を契約の相手方とする契約方式のこと。

(ア) 基準額 なし

(イ) 条件設定

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号の各規定に基づき契約を行っている。

現在実施している入札・契約制度

種類	設計	金額
一般競争入札 (制限付き)	全工種	5千万円以上27億2千万円未満 (※27億2千万円以上はWT.O対象工事)
指名競争入札	全工種	5千万円未満
共同企業体型 (J.V.)	土木・建築 管 電気	おおむね3億円以上 〃 1億円以上 〃 1億円以上
	結成方法 構成員数	自主結成方式 原則2業者又は3業者

令和7年4月現在

エ 入札及び契約に係る情報の公表について

入札及び契約過程並びに契約の内容等については、発注機関（出先機関を含む）において閲覧又は（ホームページでの）入札情報サービスへ掲載して公表している。また、入札・契約制度の規程、要領等及び入札参加資格者名簿を技術・建設業課又は行政情報センターで閲覧に供するとともに沖縄県ホームページでも公表している。

※平成10年12月1日からこれまでの指名・入札結果の公表に加え、予定価格及び最低制限価格並びに指名理由を公表

※平成22年4月から競争入札の公正な競争を確保するため、全ての建設工事について設計金額の事前公表を取止めた。

オ 入札・契約事項について

(ア) 工事費内訳書の提出

平成16年4月から競争入札による工事にあっては、入札前に工事費内訳書の提出を義務づけている。

(イ) 履行保証制度

平成9年4月1日から工事完成保証人制度を廃止し、金銭的保証を原則とする新しい履行補償制度へ移行した。

(ウ) 入札保証金

沖縄県財務規則第100条第2項第4号の規定により、競争入札で発注する工事のうち、設計金額が4億円未満の工事については、入札保証金の免除を行っている。

(エ) 見積期間の適正化

建設業者が建設工事の適正な見積りを行うことを可能とするため土曜日、日曜日、祝日等を除き、建設業法施行令第6条に基づく見積期間を設定する。

(オ) 最低制限価格制度

地方自治法施行令第167条の10の2及び沖縄県財務規則第129条の規定に基づき、昭和62年4月から最低制限価格制度を導入しているが、建設業審議会の答申を受け、平成28年4月1日から最低制限価格の上限を撤廃し、算定式で算出された金額が最低制限価格となる。

カ 総合評価方式

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価の適用を掲げている。

価格だけで評価していた従来の価格競争に価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、施工方法や品質の向上等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものを落札者とする総合評価方式を平成19年度から導入し、漸次拡大している。

(3) 土木建築部年度別発注状況

単位：件、百万円

種類	一般競争入札 (総合評価)		一般競争入札 (価格競争)		公募型指名競争 入札		指名競争 随意契約		合 計	
	年度	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
H21	93	24,926	5	1,414	2	210	970	34,118	1,070	60,668
H22	146	20,997	55	7,575	0	0	891	21,501	1,092	50,073
H23	134	22,174	61	6,810	0	0	739	15,398	934	44,382
H24	136	23,567	94	9,877	0	0	596	11,576	826	45,020
H25	131	24,384	144	16,240	0	0	497	10,230	772	50,854
H26	134	23,290	206	20,958	0	0	426	8,044	766	52,292
H27	145	35,899	174	16,986	0	0	381	9,644	700	62,529
H28	146	35,532	186	24,999	0	0	360	7,001	692	67,532
H29	106	17,451	131	11,666	0	0	244	6,045	481	35,162
H30	129	22,259	165	17,528	0	0	246	6,727	540	46,513
R 1	119	24,647	142	12,735	0	0	203	4,273	464	41,655
R 2	146	27,229	171	13,889	0	0	157	3,825	474	44,943
R 3	140	20,766	153	14,635	0	0	170	3,776	463	39,177
R 4	131	23,326	137	12,772	0	0	171	3,940	439	40,038
R 5	102	15,831	143	15,557	0	0	158	4,739	403	36,127
R 6	129	26,374	133	13,300	0	0	147	3,805	409	43,479

(注) 1. 分任分を含む。

2. 当初契約ベースの数値である。

(4) 県内企業の育成

県内経済の活性化及び県内企業育成を図る観点から、県内企業への優先発注の基本方針を堅持するとともに、県内企業へのより一層の発注機会の確保を図るため、可能なものについて分離・分割発注を推進する。

また、毎年沖縄総合事務局及び沖縄防衛局に対して、分離・分割発注や共同企業体方式による発注により県内建設業者への受注機会の拡大等の要請を行っている。

第3 技術管理

第3 技術管理

1 業務の概要

土木建築部の所管する建設事業の適正かつ円滑な執行を図るため、建設工事に係る設計、積算、施工管理基準等の制定や指導を行うとともに、設計、積算に使用する労務費、資材単価等の調査及び土木工事積算システムの管理・運営に取り組んでいる。

工事施工に関しては、建設工事の請負契約の適正な履行と品質を確保するため、工事検査・監督要領、工事成績評定要領等を策定し、土木建築部発注工事や他部局依頼工事について、工事検査を行っている。

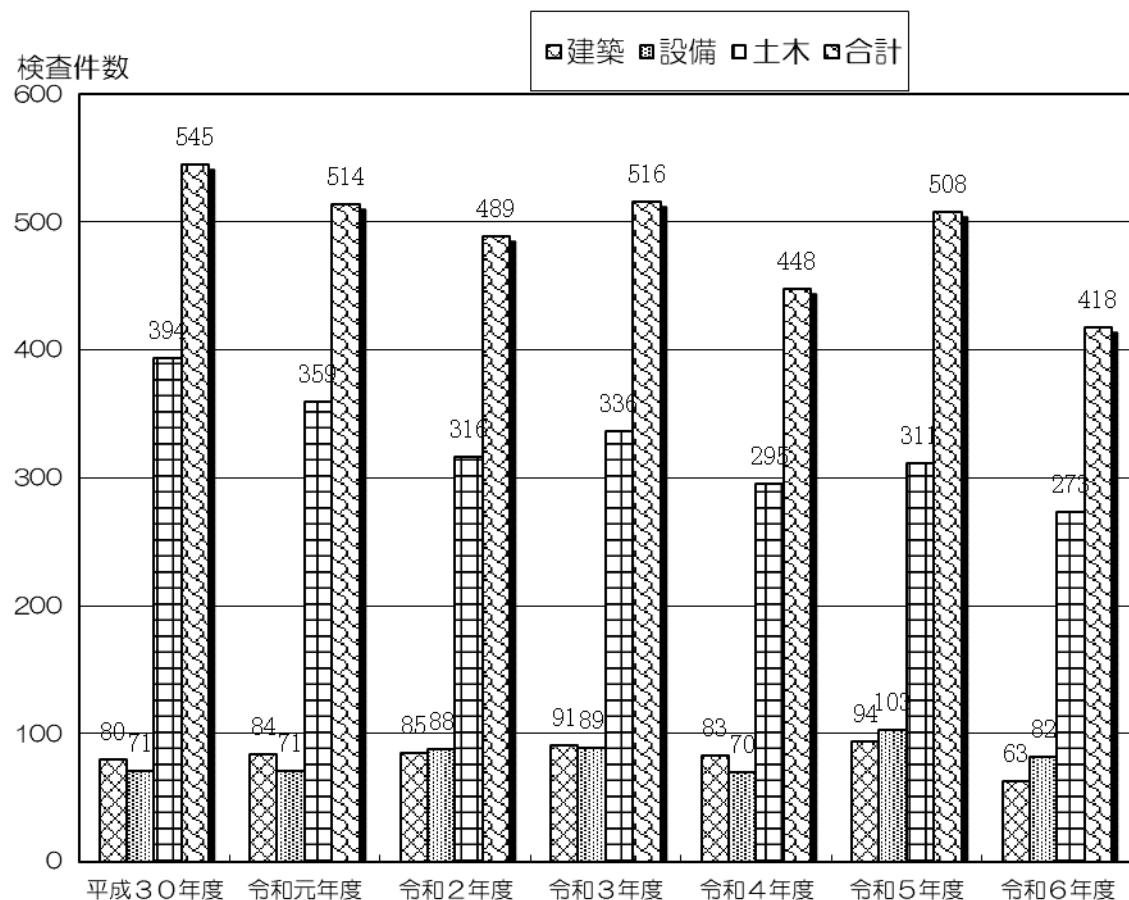
また、循環型社会の構築を支援する建設リサイクルの推進を目的に沖縄県リサイクル資材（ゆいくる材）の認定業務を行うとともに、円滑な工事監理を支援する取組として、沖縄県CALSシステムを利用した工事施工期間中の情報共有、工事成果品の電子納品、保管管理の普及促進、建設産業の生産性向上のためICT工事やBIM/CIM活用業務を推進している。

その他、建設技術の向上と建設工事用資材の適正な品質確保を目的に、各種材料試験、調査研究、ゆいくる材の審査業務等を担う（公財）沖縄県建設技術センターの指導監督を行っている。

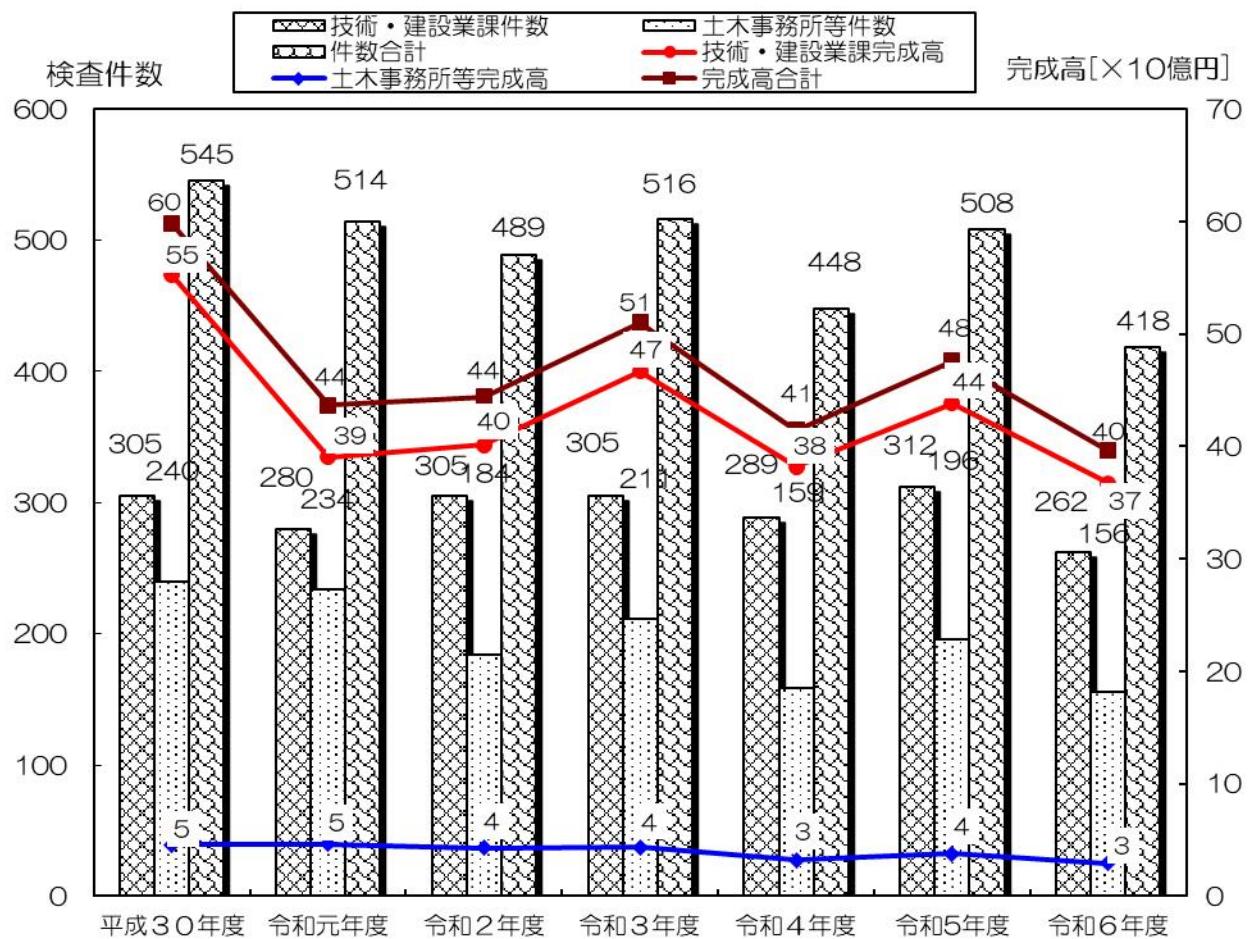
（1）工事検査

令和6年度における工事検査（完成検査、一部完成検査、既済部分検査、中間検査他）は、418件である。このうち建築工事は63件、設備工事は82件、土木工事は273件となっている。

図－1 年度別・工事種別検査状況



図－2 年度別・所管別検査件数、完成高状況



(2) 公共事業労務費調査

この調査は「公共事業の設計等に必要な労務単価の決定方法についての関係省覚書(農林水産省、国土交通省)」に基づいて、公共事業に従事する建設労働者の賃金を地域別及び職種別に調査し、その実態を明らかにすることを目的として実施されるものである。

調査時期は、毎年10月に全国一斉に行われ、公共事業労務費調査沖縄地方連絡協議会において、51職種の建設労務費について調査する。

令和6年度における調査状況は次表のとおりである。

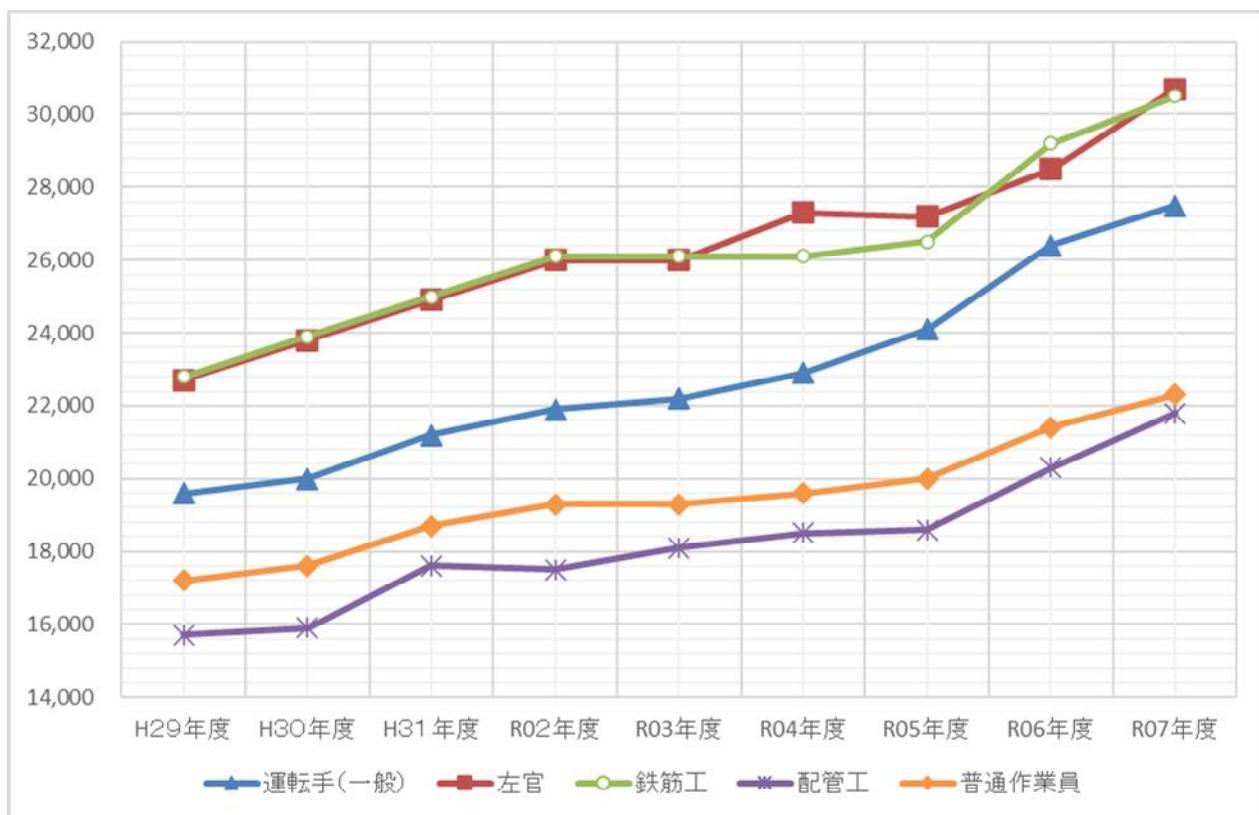
表－1 沖縄地方公共事業労務費調査工事選定件数

構成機関	選定件数
県土木建築部	156
県農林水産部	28
県企業局	20
沖縄総合事務局開発建設部	75
沖縄総合事務局農林水産部	16
沖縄防衛局	112
西日本高速道路(株)	8
日本下水道事業団	7
沖縄県住宅供給公社	0
合計	422

表－2 公共事業労務費調査結果の推移 (単位:円)

	H29年度	H30年度	H31年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度
運転手(一般)	19,600	20,000	21,200	21,900	22,200	22,900	24,100	26,400	27,500
左官	22,700	23,800	24,900	26,000	26,000	27,300	27,200	28,500	30,700
鉄筋工	22,800	23,900	25,000	26,100	26,100	26,100	26,500	29,200	30,500
配管工	15,700	15,900	17,600	17,500	18,100	18,500	18,600	20,300	21,800
普通作業員	17,200	17,600	18,700	19,300	19,300	19,600	20,000	21,400	22,300

図－3 所定労働時間内8時間あたりの金額 (単位:円)



(3) 建設資材単価調査

この調査は、県内における建設資材(約1,600品目)の地域別(37地区)の適正な市場価格とその実態を調査し、土木建築部が発注する公共工事の積算に係わる設計単価を決定するための基礎資料を得る目的で行うものである。

令和6年度における調査は、令和6年5月1～30日(第1回)、令和6年8月1～30日(第2回)、令和6年11月1～30日(第3回)、令和7年2月1～28日(第4回)の4回実施した。全体的には上昇傾向がみられた状態であった。

表－3 令和6度 第2回及び第4回の調査結果の概況(主要資材)

資材名	需給状況	第2回調査	第4回調査	先行き市況 令和7年度の先行き
		令和6年10月調査結果 騰落状況(4月対比)	令和7年4月調査結果 騰落状況(10月対比)	
砂	需給均衡	全地区上昇	南部、八重山上昇	強含み
碎石	需給均衡	全地区上昇	宮古、八重山上昇	強含み
セメント(バラ)	需給均衡	横ばい	南部上昇	横ばい
生コンクリート	需給均衡	北部上昇	南部上昇	強含み
アスファルト合材	需給均衡	北部、南部上昇	八重山上昇	強含み
コンクリート二次製品	需給均衡	宮古、八重山上昇	横ばい	強含み
木材	需給均衡	全地区上昇	横ばい	横ばい
電線	需給均衡	全地区上昇	横ばい	横ばい
設備資材(管類)	需給均衡	全地区上昇	横ばい	横ばい

注) 横ばい・・・・・価格にほとんど変動がない状態

強含み・・・・・価格が上昇傾向にある状態

弱含み・・・・・価格が下降傾向にある状態

(4) 建設工事の設計積算

建設工事の適正な執行及び円滑な工事の実施を図るため設計、積算、施工管理、その他調査業務等に係る技術的な基準の制定、改廃を行っている。

また適正な工事の予定価格を設定するため、積算基準書は年1回改定を行い、実施設計単価は、市場の実勢価格を迅速に反映させるため、これまで年2回の改定を平成28年度から年4回としている。

(5) C A L S / E C (公共事業支援統合情報システム)

建設行政においては、高度化・多様化する県民ニーズに対応した、県民満足度を向上させる質の高い行政サービス及び社会資本整備が求められている。さらに、県の財政事情がひつ迫する中、事務処理全般の見直しによる行政の簡素化・効率化及び透明化を図ることが必要であり、効果的・効率的な社会資本整備を進めなければならない。

CALS/EC (公共事業支援統合情報システム) とは、公共事業の調査・計画、設計、入札、施工及び維持管理の各事業プロセスで発生する図面・地図や書類、写真等の各種情報を電子化し、インターネットを介して、関係者間及び事業プロセス間で効率的に情報を交換・共有・連携できる環境を創出する取組である。

建設工事の発注見通しの公表、入札公告、入札の実施はもとより、各種申請や工事の仕様及び施工管理に係る協議など、従来は紙で交換されていた情報の電子化及びインターネットを利用して情報を交換することにより、「時間・コストの縮減」、「業務の効率化」、「品質の向上」、「ペーパーレス化による省資源化」などの効果が期待される。

情報通信技術を活用したCALS/ECの導入により、島しょ県である本県の時間的・空間的な不利益性の克服が期待され、企業においては移動コストの削減、経営基盤の強化、競争力の向上を図ることが可能となる。

本県では平成15年度より一部の委託業務から電子納品を開始しており、平成19年度からは全委託業務及び全工事を対象に電子納品を実施している。

また、電子メールや情報共有サーバーを用いて受発注者間で協議資料等のやり取りを行う「情報共有システム」については、実証実験を経て平成17年度から本格運用を開始している。平成18年度は設計額5千万円以上、平成20年度からは設計額1千万円以上の工事へ対象を拡大しており、平成26年度からは全ての建設工事が利用対象となっている。平成21年度より実施している利用者アンケート調査によると、受発注者ともに8割以上が「移動時間の短縮」「書類の整理・検索時間の短縮」に効果があるとしており、全工事が対象となった今後はさらなる効果の発現が期待される。

(6) 新土木工事積算システム

直接住民と接し公共工事の発注・監督業務を担う土木事務所等において、新土木工事積算システムの導入により業務割合の高い積算業務の電子化を図ることで、積算業務の負担を軽減するとともに住民サービスの充実化や行政コストの縮減等を図っている。

同システムについては、平成21年度に平成11年度から運用してきたクライアントサーバーシステムからWEBシステムへバージョンアップを行い、積算システム運営のコスト縮減を図っている。

令和7年度のシステム端末は、445台となっており、同システムで利用できる積算基準は、①土木工事標準積算基準書、②公園緑地工事標準設計歩掛表、③港湾請負工事積算基準、④下水道用設計標準歩掛表、⑤企業局水道事業標準歩掛表、⑥空港請負工事積算基準、⑦設計業務等積算基準書、⑧沖縄県独自資料（磁気探査業務積算基準）である。

(7) 赤土等流出防止対策技術指針(案)

沖縄県赤土等流出防止条例の制定に伴い、土木建築部が所管する公共工事に適用するための「赤土等流出防止対策技術指針(案)」(平成7年10月)を策定し、一般的原則を示すと共に、その普及・啓発を図っている。

(8) 県産建設資材の優先使用について

県産資材の優先使用については、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針(昭和59年7月3日策定)」に基づき、土木建築部の公共工事の特記仕様書に「適格な県産建設資材の優先使用」を明記し奨励しており、高い県産品使用比率となっている。

表-4 令和6年度県産品使用状況

(土木建築部所管分)

資材名	単位	使用総数量A	県産品使用数量B	使用比率B/A(%)
鉄筋	t	13,966.6	13,946.8	99.9
セメント(生コンクリート除く)	t	23,676.1	23,676.0	100.0
アルミサッシ	m ²	1,304.9	1,299.9	99.6
プラスチック製パイプ	m	19,250.0	19,067.6	99.1
鋳物製品(マンホール、グレーチング)	枚	86.0	86.0	100.0
コンクリート2次製品(杭)	本	100.0	100.0	100.0
ワイヤメッシュ	m ²	7,682.2	7,389.2	96.2
F R P浄化槽	基	0.0	0.0	0.0
高架水槽	基	0.0	0.0	0.0
アルミ形材	t	0.0	0.0	0.0
P C橋桁(プレテンション方式)	t	0.0	0.0	0.0

(9) 建設リサイクル

平成14年5月に完全施行された『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)』に基づき、「沖縄県における特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施に関する指針」(平成14年5月)を定め、建設事業の計画から完了に至るまでのリサイクル計画書の作成等による分別解体の徹底や、建設副産物の発生を抑制するとともに、アスファルト塊やコンクリート塊の再生路盤材等への再資源化、建設発生土の工事間利用の促進等、建設副産物のリサイクルに努めている。

表-5 建設副産物の再資源化率(沖縄県全体の実績)

	平成30年度 実績値 (沖縄)	平成30年度 実績値 (全国)	令和5年度 実績値 (沖縄)	令和5年度 実績値 (全国)	建設リサイクル推進計画 2024
建設廃棄物合計	98.6%	97.2%	99.7%	98.2%	96%以上
アスファルト・コンクリート塊	99.9%	99.5%	99.7%	99.3%	99%以上
コンクリート塊	99.9%	99.3%	99.9%	99.8%	99%以上
建設汚泥(縮減含む)	99.5%	94.6%	47.0%	95.2%	90%以上
建設混合廃棄物(縮減含む)	63.2%	63.2%	13.9%	21.2%	60%以上
建設発生木材(縮減含む)	89.3%	96.2%	97.7%	99.8%	95%以上
建設発生土利用率	83.9%	79.8%	64.9%	72.5%	80%以上

$$(注) \text{再資源化率} (\%) = \frac{\text{工事での再利用量} + \text{再資源化量} + \text{縮減量}}{\text{排出量}}$$

※縮減:木材の焼却や汚泥の脱水

$$(注) \text{建設発生土利用率} (\%) = \frac{\text{現場内利用量} + \text{工事間利用量} + \text{碎石場跡地復旧や農地受入等の有効利用}}{\text{建設発生土発生量}}$$

※100%現場内流用量を含む

【沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）】

島嶼県である沖縄県は廃棄物の最終処分容量に限りがあることから、土木建築部では建設産業におけるリサイクルの仕組みを確立し、資源循環型社会の実現に向けた取り組みとして「沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）」を平成16年に制定した。

ゆいくるは、県内で排出された廃棄物等を再生資源（原材料）として製造された建設リサイクル資材のうち、品質や安全性等の基準に適合する資材を沖縄県が審査・認定し、公共工事での使用を促進する制度である。

令和6度末時点での認定資材（ゆいくる材）は、加熱アスファルト混合物、路盤材、コンクリート2次製品、再生砂、鉄筋、マンホール蓋等14品目472資材となっている。

（10）ICTの活用

建設現場の生産性向上に向けて、ICT活用工事を推進している。普及への取組として、適用工種の拡大を進めるため各基準類の制定や最新版への更新、指導・研修等を行っている。

また、調査・測量・設計の各段階においてBIM/CIMを活用し、品質確保及び受発注者双方の業務の効率化を図るため、基準類の制定等を行っている。

第4 用 地

第4 用 地

1 施策の方向

（1）公共用地の取得と補償

公共用地の確保は、公共事業の根幹をなすものであり、用地を円滑に取得することが事業達成の道を拓くことになる。

沖縄県は、日本復帰後、第1次から第3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画に基づき、本土との格差是正、自立的発展を目指して各方面にわたる公共事業を展開し、道路、住宅、空港、公園等の社会資本の整備で多くの成果を上げており、引き続き新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、交通体系及び生活環境整備のための公共事業を推進しているところである。これらの諸事業を行うための用地取得対策は、緊急かつ重要な課題である。

県土面積が狭隘であることに加え、近年の社会情勢の急激な変化に伴う補償業務の複雑化や地権者の権利意識の高まり、権利・利害関係の錯綜等により、用地の確保がますます困難な状況になっている。

このようなことから、公共用地を円滑に取得するためには、各関係機関等との連携を密にし、執行体制の確立強化に努め、計画的に諸事業を推進するとともに、土地収用法等の用地取得に係る諸制度も適切に活用していく必要がある。

（2）公共用地取得実績の推移

沖縄県の事業の用に供する公共用地は、県、土地開発公社、住宅供給公社、モノレール関連で那覇市が取得しており、土地開発公社等に関しては沖縄県土木建築部からの委託分となっている。表1から公共用地取得面積は年々減少傾向にあり、平成30年度以降は約10ha以下で推移していると読み取れる。

表2は県直轄事業と土地開発公社委託事業の実績を対比している。用地取得面積は、県直轄事業が約74.7%を占めており、用地補償費（用地費+補償費）は、県直轄事業が約55.5%を占めている。

表3は公共用地取得実績を事業ごとに図と表でまとめている。用地取得面積は道路事業、河川事業、空港事業の順に割合を占め、用地費及び補償費は道路事業が半数以上を占めている。

表4は県直轄事業分について、土木事務所等の事業ごとにおける公共用地取得実績である。用地取得面積は南部土木事務所が最も多く、用地補償費は南部土木事務所、中部土木事務所、北部土木事務所の順に多い。

表1 令和6年度事業別公共用地取得実績の対比

(単位:金額千円、面積m²)

機関名	年度 項	昭和48～平成23		24		25		26		27	
		面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額
県		21,787,818	533,763,274	104,153	10,763,883	112,171	8,403,250	84,281	4,786,537	132,867	6,019,900
	(74.8%)	(62.8%)	(62.8%)	(82.2%)	(61.1%)	(71.9%)	(50.9%)	(51.2%)	(29.5%)	(70.9%)	(46.6%)
土地開発公社		6,948,136	296,596,069	22,500	6,867,150	43,929	8,101,544	80,384	11,439,925	54,639	6,893,905
	(23.9%)	(34.9%)	(34.9%)	(17.8%)	(38.9%)	(28.1%)	(49.1%)	(48.8%)	(70.5%)	(29.1%)	(53.4%)
住宅供給公社		381,397	18,735,315	-	-	-	-	-	-	-	-
	(1.3%)	(2.2%)	(2.2%)	-	-	-	-	-	-	-	-
モノレール関連那覇市		3,235	963,148	-	-	-	-	-	-	-	-
	(0.0%)	(0.1%)	(0.1%)	-	-	-	-	-	-	-	-
計		29,120,586	850,057,806	126,653	17,631,033	156,100	16,504,794	164,665	16,226,462	187,506	12,913,805

(単位:金額千円、面積m²)

機関名	年度 項	28		29		30		R1		R2	
		面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額
県		112,448	4,116,512	111,639	1,995,109	76,797	3,568,953	60,296	5,886,111	89,906	5,032,130
	(60.5%)	(41.2%)	(41.2%)	(82.9%)	(39.7%)	(82.7%)	(61.2%)	(58.7%)	(64.0%)	(71.5%)	(62.3%)
土地開発公社		73,393	5,886,425	23,025	3,034,128	16,024	2,263,724	42,340	3,313,773	35,908	3,050,029
	(39.5%)	(58.8%)	(58.8%)	(17.1%)	(60.3%)	(17.3%)	(38.8%)	(41.3%)	(36.0%)	(28.5%)	(37.7%)
住宅供給公社		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モノレール関連那覇市		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		185,841	10,002,937	134,664	5,029,237	92,821	5,832,677	102,636	9,199,884	125,814	8,082,159

(単位:金額千円、面積m²)

機関名	年度 項	R3		R4		R5		R6		合 計	
		面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額
県		31,422	3,434,969	56,078	2,656,133	19,440	3,054,587	79,591	2,650,753	22,858,907	596,132,102
	(46.5%)	(56.8%)	(56.8%)	(66.3%)	(64.4%)	(42.5%)	(73.5%)	(74.7%)	(55.5%)	(74.5%)	(61.4%)
土地開発公社		36,222	2,610,929	28,483	1,470,059	26,271	1,099,040	26,995	2,123,788	7,458,249	354,750,488
	(53.5%)	(43.2%)	(43.2%)	(33.7%)	(35.6%)	(57.5%)	(26.5%)	(25.3%)	(44.5%)	(24.3%)	(36.6%)
住宅供給公社		-	-	-	-	-	-	-	-	381,397	18,735,315
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1.2%)	(1.9%)
モノレール関連那覇市		-	-	-	-	-	-	-	-	3,235	963,148
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(0.0%)	(0.1%)
計		67,644	6,045,898	84,561	4,126,192	45,711	4,153,627	106,586	4,774,541	30,701,788	970,581,053

備考 1. 土地開発公社、住宅供給公社及びモノレール関連那覇市は、土木建築部からの委託分のみを示す。

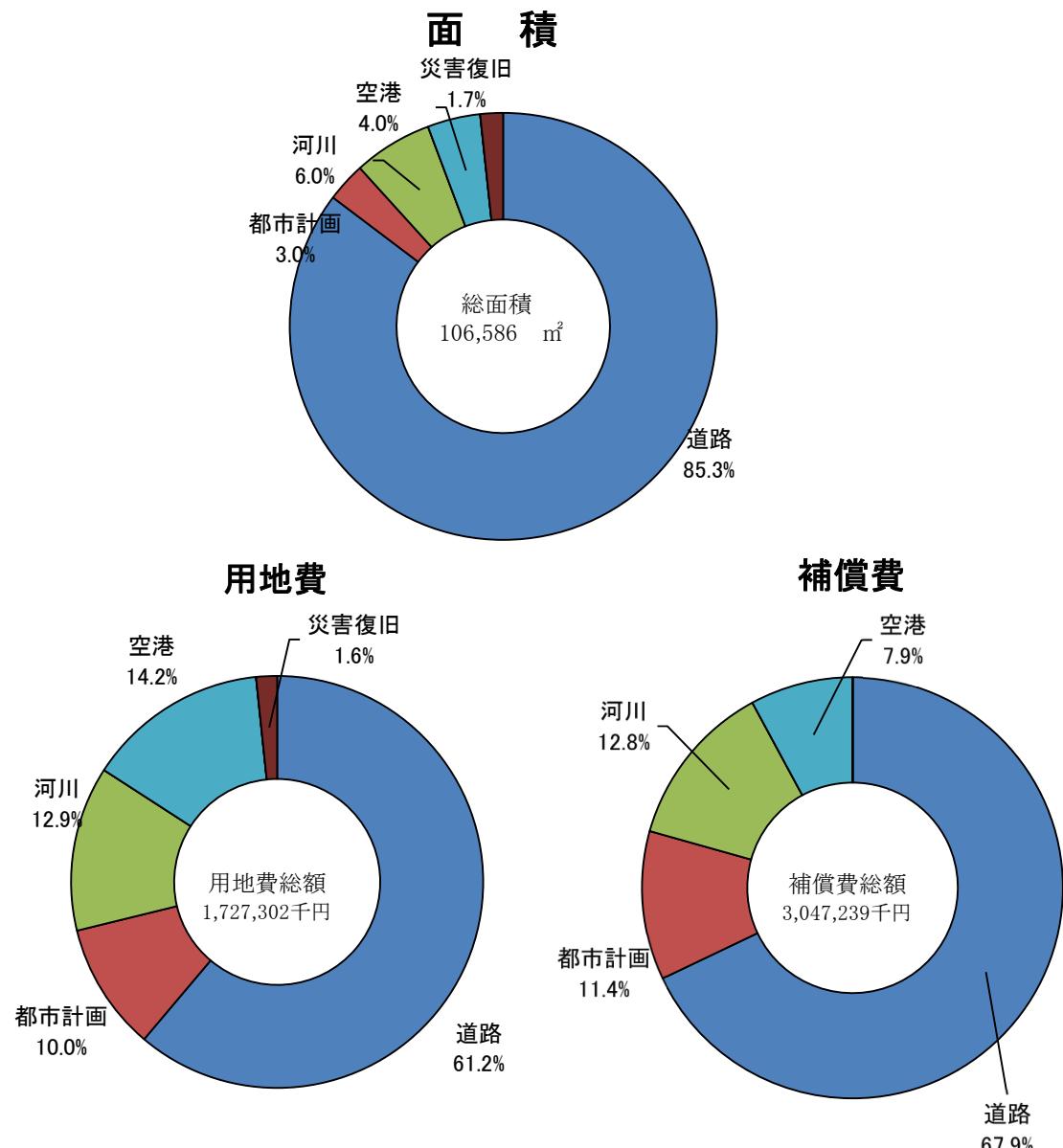
2. 金額は、用地費と補償費の合計を示す。

表2 令和6年度 事業別公共用地取得実績の対比

(単位:金額千円、面積m²)

事業名	種別	(1) 県直轄	(2) 土地開発公社委託	計
道路	面積	69,653	21,267	90,920
	用地費	437,755	618,854	1,056,609
	補償費	1,188,150	881,397	2,069,547
都市計画	面積	1,166	2,009	3,175
	用地費	116,605	56,509	173,114
	補償費	256,365	91,712	348,077
河川	面積	6,371	0	6,371
	用地費	223,401	0	223,401
	補償費	389,260	0	389,260
港湾	面積	0	0	0
	用地費	0	0	0
	補償費	0	0	0
空港	面積	550	3,719	4,269
	用地費	11,054	234,961	246,015
	補償費	0	240,355	240,355
住宅	面積	0	0	0
	用地費	0	0	0
	補償費	0	0	0
下水道	面積	0	0	0
	用地費	0	0	0
	補償費	0	0	0
災害復旧	面積	1,851	0	1,851
	用地費	28,163	0	28,163
	補償費	0	0	0
合計	面積	79,591	26,995	106,586
	用地費	816,978	910,324	1,727,302
	補償費	1,833,775	1,213,464	3,047,239

表3 令和6年度事業別公共用地取得実績



*グラフ中の百分率は小数第2位を四捨五入した。

面積(m ²)	
道 路	90,920
都 市 計 画	3,175
河 川	6,371
港 湾	0
空 港	4,269
住 宅	0
下 水 道	0
災 害 復 旧	1,851
合 計	106,586

用地費(千円)	
道 路	1,056,609
都 市 計 画	173,114
河 川	223,401
港 湾	0
空 港	246,015
住 宅	0
下 水 道	0
災 害 復 旧	28,163
合 計	1,727,302

補償費(千円)	
道 路	2,069,547
都 市 計 画	348,077
河 川	389,260
港 湾	0
空 港	240,355
住 宅	0
下 水 道	0
災 害 復 旧	0
合 計	3,047,239

表4 令和6年度 事業別公共用地取得実績

(県直轄分)

(単位:金額千円、面積m²)

事業名 課所名		事業名 種別	道路	都市計画	河川	港湾	空港	住宅	下水道	災害復旧	合計
土木事務所	北部	面積	3,476	30	2,605	0	73	0	0	0	6,184
		用地費	45,235	1,490	14,623	0	99	0	0	0	61,447
		補償費	260,904	195	0	0	0	0	0	0	261,099
	中部	面積	830	411	2,827	0	0	0	0	1,851	5,919
		用地費	30,930	27,279	124,563	0	0	0	0	28,163	210,935
	南部	面積	7,844	55,726	320,002	0	0	0	0	0	383,572
		用地費	64,737	225	939	0	0	0	0	0	65,901
		補償費	349,396	56,933	84,215	0	0	0	0	0	490,544
	宮古	面積	895,369	193,641	69,258	0	0	0	0	0	1,158,268
		用地費	490	500	0	0	477	0	0	0	1,467
		補償費	5,311	30,903	0	0	10,955	0	0	0	47,169
	八重山	面積	24,029	6,803	0	0	0	0	0	0	30,832
		用地費	65	0	0	0	0	0	0	0	65
		補償費	200	0	0	0	0	0	0	0	200
		面積	4	0	0	0	0	0	0	0	4
道路管理課	面積	55	0	0	0	0	0	0	0	0	55
		用地費	6,683	0	0	0	0	0	0	0	6,683
		補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅課	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		用地費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道課	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		用地費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	面積	69,653	1,166	6,371	0	550	0	0	1,851	79,591	
		用地費	437,755	116,605	223,401	0	11,054	0	0	28,163	816,978
		補償費	1,188,150	256,365	389,260	0	0	0	0	0	1,833,775

2 土地収用法に関する業務

(1) 土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)に規定する業務のうち、用地課で行っているものは、次の業務である。

- ア 土地を収用し、又は使用することができる事業の準備のため他人の土地への立入等を許可すること。
- イ 事業の用に供するための土地等の取得に関し、関係当事者間の合意が成立するに至らなかつた場合のあっせん又は仲裁に関すること。
- ウ 土地を収用し、又は使用することができる事業の認定に関すること。
- エ 起業者が収用又は使用の手続を保留した起業地について、その手続の開始に関すること。
- オ 沖縄県事業認定審議会に関すること。

(2) 事業認定の事務処理状況（知事認定）

（単位：件）

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
処理状況	申請件数	4	5	1	3	2
	認定	7	2	3	2	4
	認定の拒否	0	0	0	0	0
申請の取下げ		0	0	0	0	0
次年度繰越		0	3	1	2	0

(3) 令和 6 年度事業認定の状況（知事認定）

No	起業者	事業名	申請年月日	認定告示年月日	面積(m ²)		事業費(千円) (用地費及び補償費)	(人)
					収用	使用		
1	うるま市	うるま市新石川調理場整備運営事業	R6.2.21	R6.5.14	9,312.98	0	4,933,117 (280,880)	11
2	恩納村	(仮称)恩納村公園整備事業	R6.2.20	R6.5.24	4,322.00	0	349,967 (104,067)	10
3	沖縄電力(株)	特別高圧送電線新糸野比幹線保全事業及びこれに伴う附帯事業	R6.12.20	R7.3.4	1,200.69	8,382.48	13,000 (13,000)	24
4	沖縄電力(株)	特別高圧送電線西原幹線保全事業及びこれに伴う附帯事業	R6.12.27	R7.3.14	449.94	1,917.13	43,000 (43,000)	5
合計					15,285.61	10,300		50